

第2期

新地町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン及び総合戦略

令和3年3月
新 地 町

<目次>

基本的な考え方.....	1
第Ⅰ部 人口ビジョン.....	3
第1章 人口動向分析.....	4
1 新地町の人口動向.....	4
第2章 人口の将来展望.....	13
1 人口動向分析の整理.....	13
2 人口の将来展望.....	14
第3章 将来人口の推計と分析.....	15
1 推計パターンの設定.....	15
2 推計・分析結果.....	16
3 将来目標人口の設定.....	20
4 将来世帯数の設定.....	21
5 将来就業者人口の設定.....	22
第Ⅱ部 総合戦略.....	23
第1章 基本目標.....	24
第2章 施策の基本的な方向性.....	25
基本目標1 産業を振興し、安定した雇用をつくる.....	25
基本目標2 新しい人の流れをつくる.....	25
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	25
基本目標4 魅力と活気あるまちづくり.....	26
第3章 今後の施策方向.....	27
基本目標1 産業を振興し、安定した雇用をつくる.....	27
基本目標2 新しい人の流れをつくる.....	31
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	35
基本目標4 魅力と活気あるまちづくり.....	40

基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

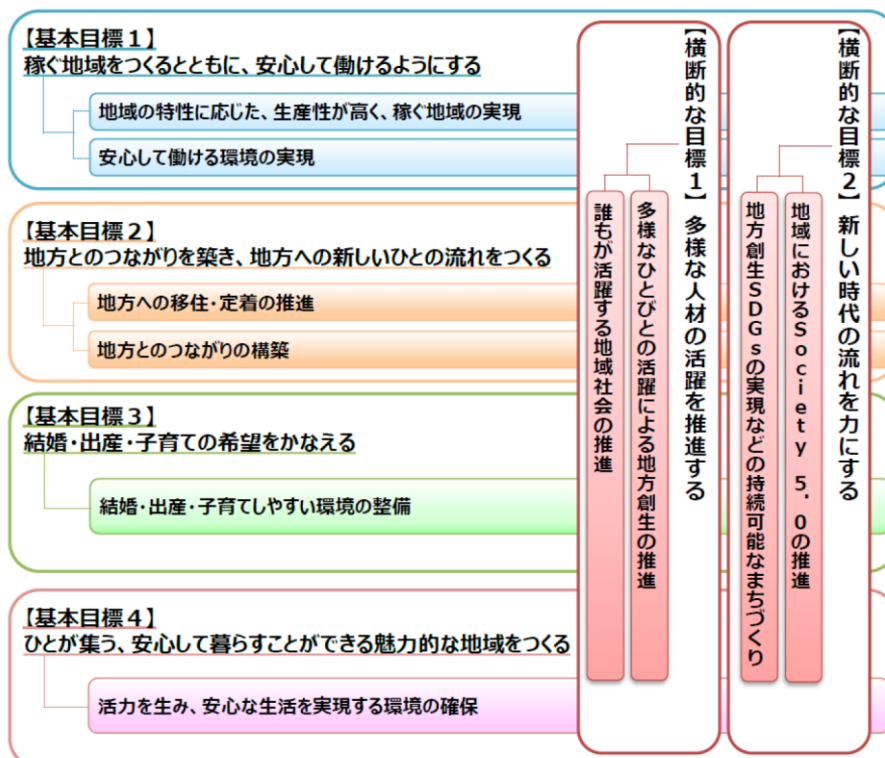
地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。

国では、平成26(2014)年11月にまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律136号)が制定されるとともに、同年12月には、人口の現状と将来展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。)及び今後5カ年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が閣議決定されました。国の総合戦略では、「人口減少と地域経済縮小の克服」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」が基本的な考え方として示されました。

令和元(2019)年12月には、当初の計画期間が満了により長期ビジョン(令和元年改訂版)と第2期総合戦略が閣議決定され、第2期総合戦略においては、4つの基本目標に加えて、2つの横断的な目標が設定され、令和2(2020)年12月には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、地方でのテレワークやオンライン上のテレワークなどを加味した第2期創生総合戦略(2020改訂版)が閣議決定されました。

地方創生の実現のためには、国と地方が一体となって取り組む必要があることから、本町では第6次新地町総合計画の実現に向けた取り組みの中で、切れ目ない地方創生を推進するため、国から示された基本目標などを踏まえ、新地町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略(第1期)」という。)を改訂し、将来に渡って活力ある新地町の実現をめざします。

国が示す第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標



(2) 計画期間

第6次新地町総合計画の前期基本計画と目標年次の整合を図り、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とします。

(3) 計画の構成

本計画は2部構成となっています。第Ⅰ部の人口ビジョンは、人口等を中心とした本町の現状と令和47（2065）年までの目指すべき将来目標人口等を示しています。第Ⅱ部の総合戦略では、人口ビジョンの将来目標人口を実現するため、今後6カ年の目標や施策等を示しています。

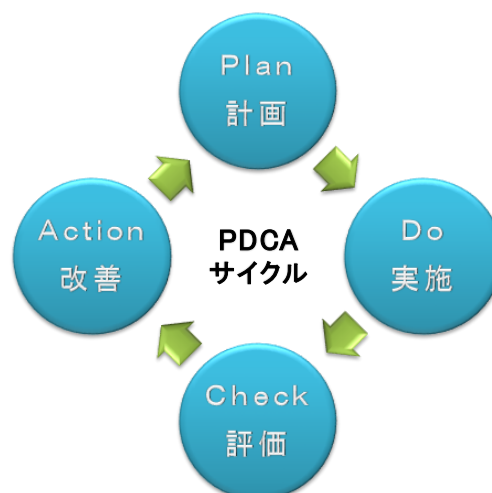
(4) 推進体制

総合戦略の推進に当たっては、副町長を本部長とする「新地町総合計画策定本部（以下「本部」という。）を中心に、外部委員で構成する「新地町総合計画審議会（以下「審議会」という。）」や民間事業者、また、国や県と連携しながら戦略の実現に努めるものとします。

(5) 進捗管理

総合戦略の進捗管理については、本部及び審議会において、戦略の数値目標や重要業績評価指標（KPI（※1））に基づく効果検証、それに基づく改善を実施することでPDCAサイクル（※2）を確立します。

取り組みについては、国の第2期総合戦略を踏まえつつ、全庁的な推進体制の下、施策の計画的かつ効果的な実施に組織横断的に推進するとともに、町民、行政、及び関係団体等が連携・協働して施策を推進していきます。



※1 重要業績評価指標／KPI：Key Performance Indicator
施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

※2 PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Action の略称

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを普段のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

- Plan（計画）として効果的な総合戦略の策定
- Do（実施）として策定された総合戦略の実施
- Check（評価）として総合戦略の成果の客観的な検証
- Action（改善）として検証結果を踏まえた施策の見直しや総合戦略の改訂

第 I 部
人口ビジョン

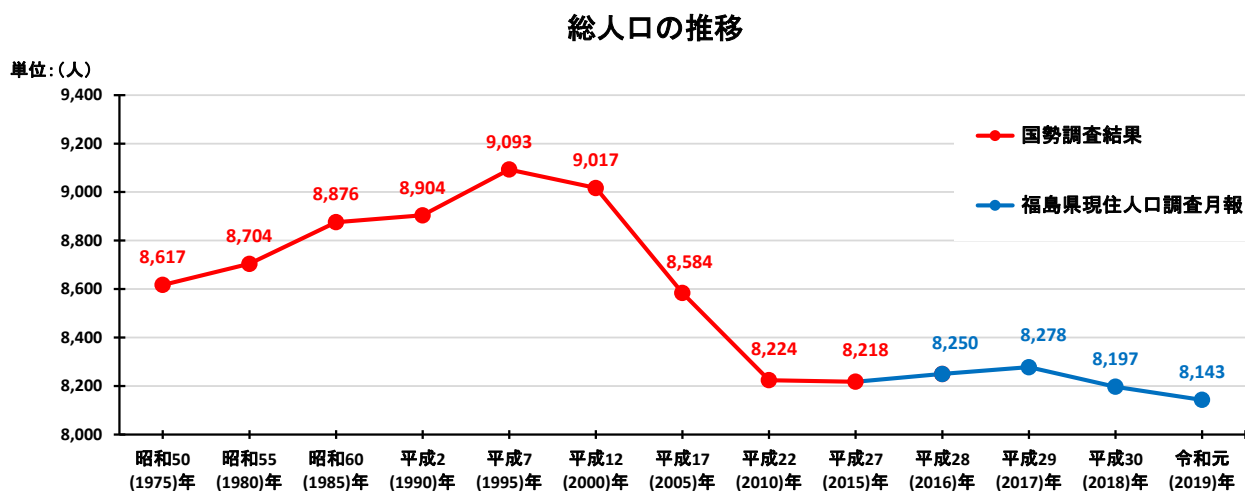
第1章 人口動向分析

1 新地町の人口動向

(1) 総人口の推移

国勢調査によると、昭和50（1975）年以降では本町の総人口は、平成7（1995）年10月の9,093人をピークとして減少傾向に転じ、平成27（2015）年10月には8,218人となっています。なお、福島県は本町と同じ平成7（1995）年の約214万人、日本国では平成20（2008）年の1億2,808万人がピークになっており、国全体より早い時期から減少が始まっています。

平成27（2015）年以降の総人口の推移について各年度10月1日の推計人口をみると、平成27（2015）年10月の8,218人から平成29（2017）年10月までの2年間で8,278人と60人増加していますが、それ以降の2年間で減少傾向にあり、令和元（2019）年10月では135人減の8,143人となっています。

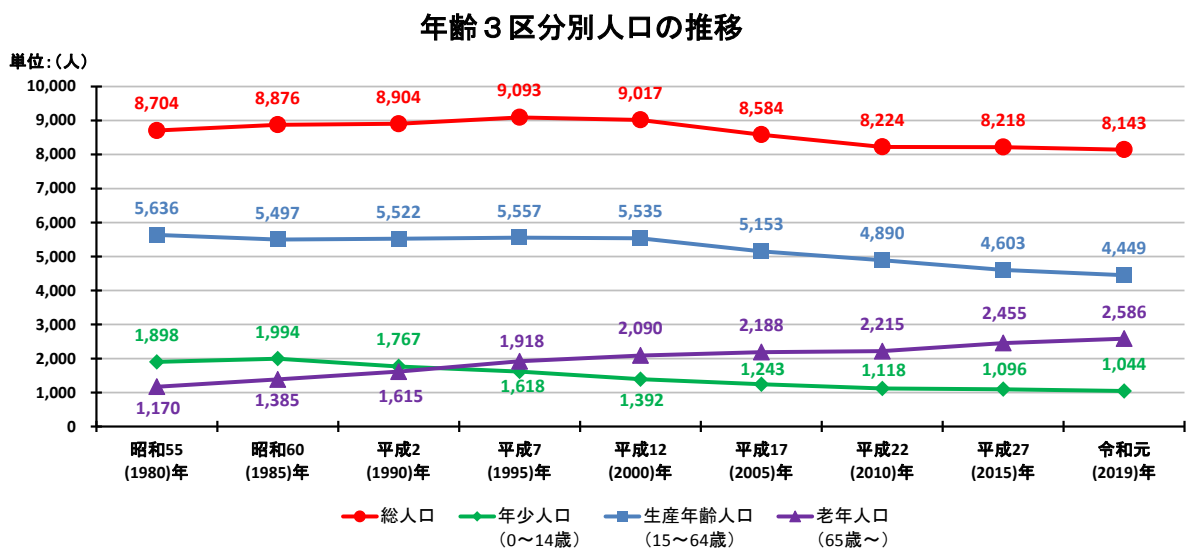


資料：昭和50（1975）年～平成27（2015）年は、国勢調査結果（総務省統計局）
平成28（2016）年～令和元（2019）年は、福島県現住人口調査月報（各年10月1日現在）

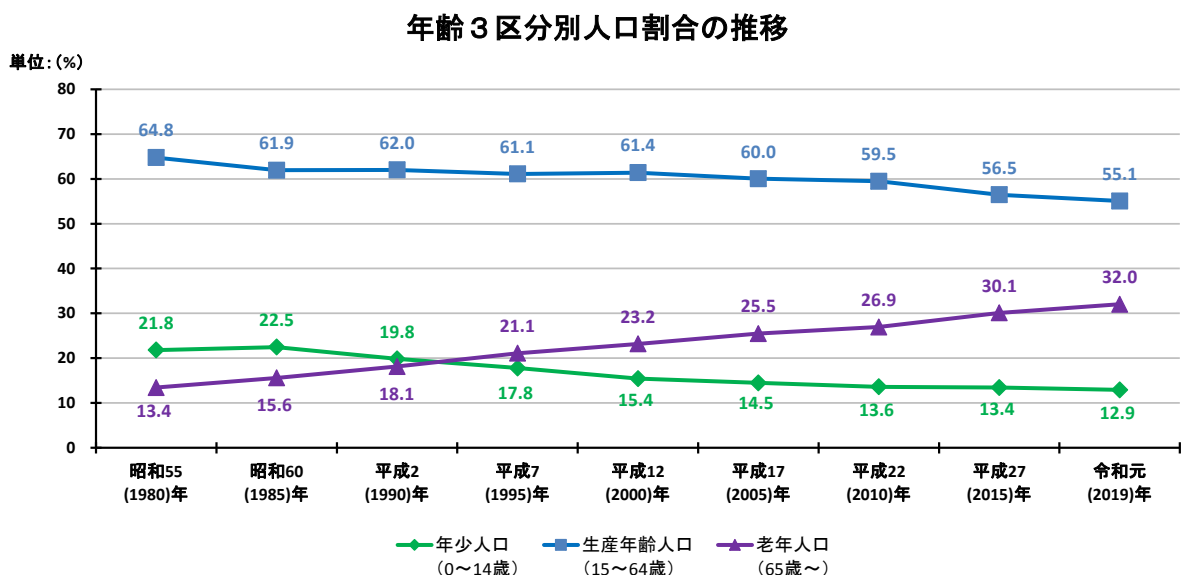
(2) 年齢3区分別人口の推移

本町の年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成7（1995）年の5,557人をピークに減少傾向に転じています。また、この年を境に老年人口（65歳以上）と年少人口（0～14歳）が逆転し、以降老年人口（65歳以上）比率が増加傾向、年少人口（0～14歳）比率は減少傾向にあります。

本町の年齢3区分別の割合も3区分別の人口と同様の傾向にあり、令和元（2019）年10月での推計人口割合では、生産年齢人口（15～64歳）比率は55.1%、老年人口（65歳以上）比率は32.0%、年少人口（0～14歳）比率は12.9%と、少子高齢化が進んでいます。



※総人口は年齢不詳を含む



※年齢3区分別人口割合の算出には年齢不詳を含まない

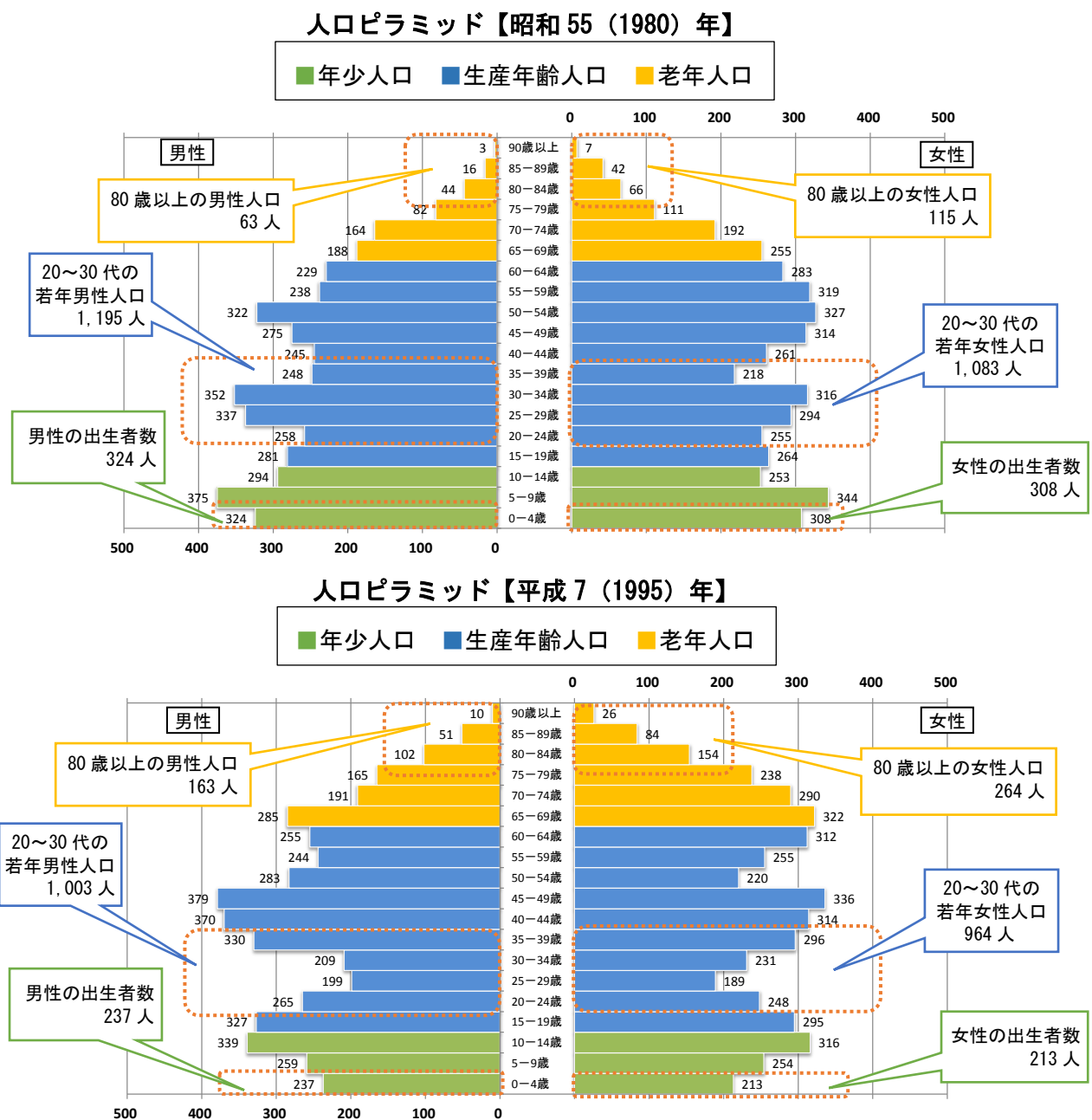
資料：昭和55年～平成27年は、国勢調査結果（総務省統計局）
令和元年は、福島県現住人口調査月報（10月1日現在）

(3) 人口ピラミッドの状況

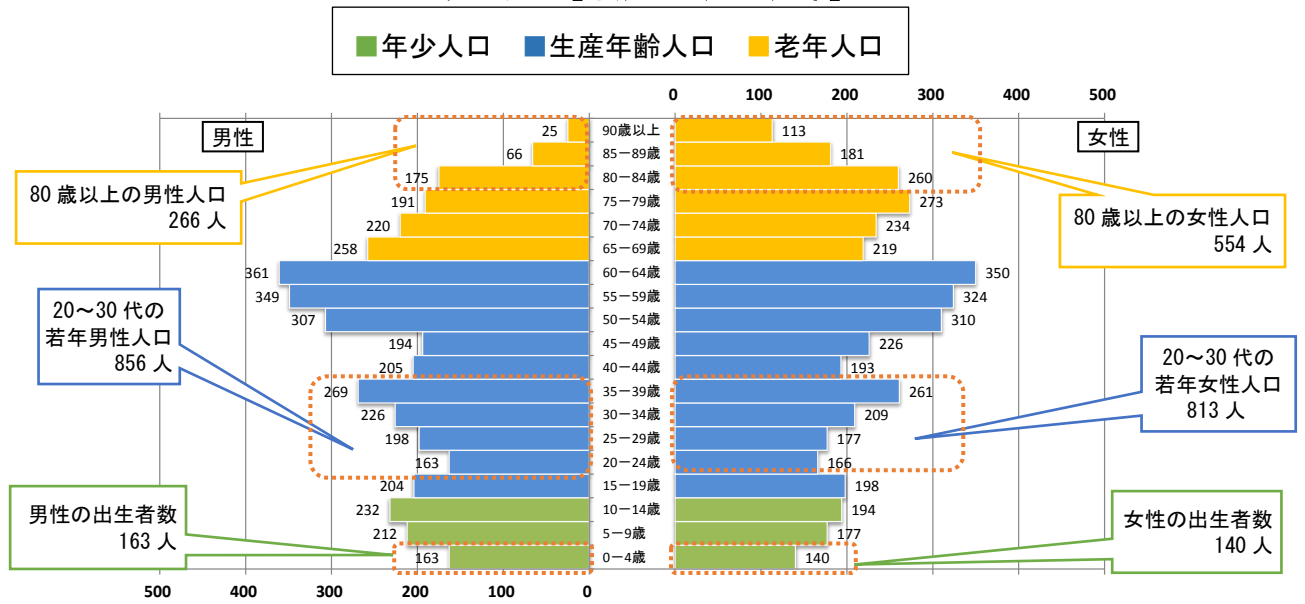
人口ピラミッドの変化をみると、昭和 55（1980）年には年少人口（0～14 歳）が多く、老年人口（65 歳以上）が少ない「ピラミッド型」であったものが、平成 7（1995）年には男女の出生者数の減少と老年人口（65 歳以上）の増加により、その形状は「つぼ型」に変化しつつあります。

平成 7（1995）年から平成 27（2015）年の 20 年間では、50 代以上の男女の人口が増加し、その形状が「つぼ型」となりました。また、20～30 代の若年人口は、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年での 35 年間で男女合わせて 741 人減少しています。

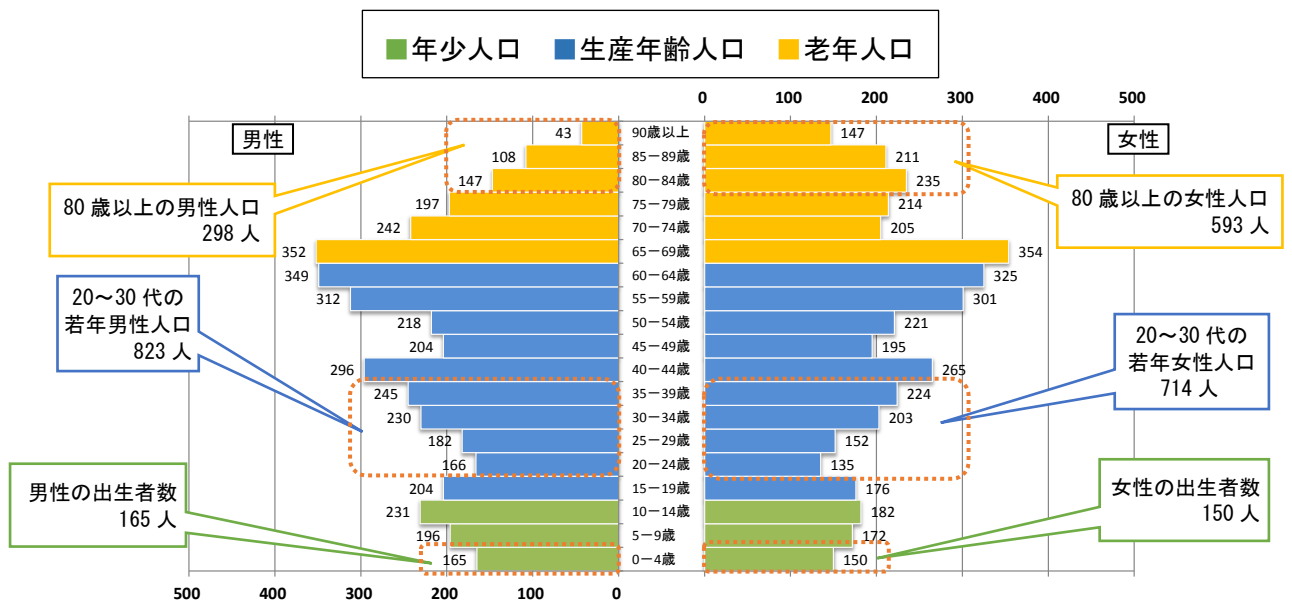
「ピラミッド型」から「つぼ型」に変わることにより、若い世代が高齢者を支えることが厳しくなると懸念されます。



人口ピラミッド【平成 22 (2010) 年】



人口ピラミッド【平成 27 (2015) 年】

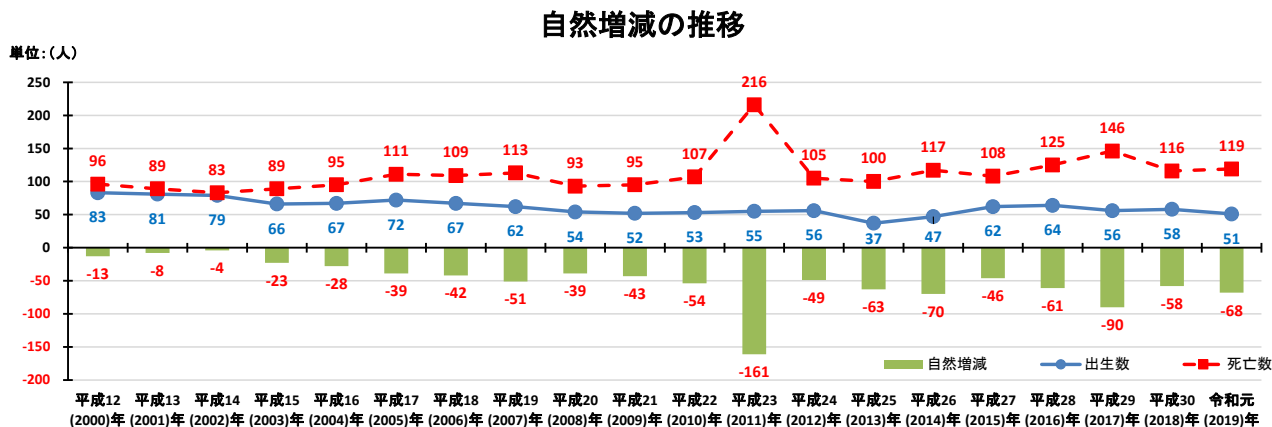


資料：国勢調査結果（総務省統計局）

(4) 出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移

①自然増減の推移（出生、死亡の推移）

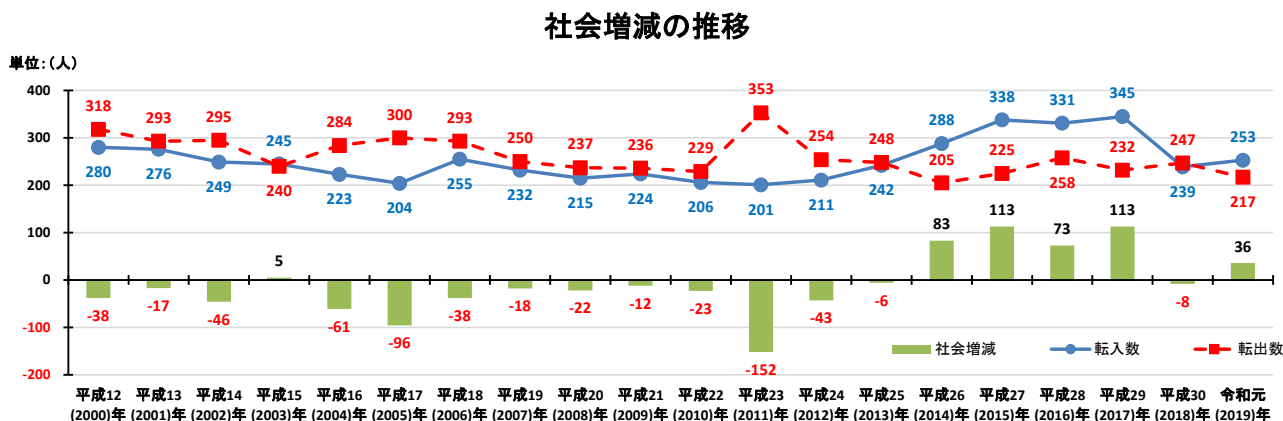
本町の自然増減は、高齢化の進行に伴う死亡者数の増加や若年層の減少と出生率の低下に伴い、平成 12（2000）年以降は自然減の傾向となっています。また東日本大震災の影響により平成 23（2011）年は死亡数が大幅に増加しました。



資料：平成 12 年～平成 30 年は、第 116 回～第 134 回福島県統計年鑑（福島県 企画調整部 統計課）
令和元年は、福島県の推計人口 令和元年版（福島県 企画調整部 統計課）

②社会増減の推移（転入、転出の推移）

本町の社会増減は、平成 15（2003）年を除き平成 25（2013）年までは、社会減の傾向で推移しており、平成 23（2011）年には、東日本大震災の影響により転出が大きく上回り、152 人減少しました。平成 26（2014）年以降は転入数が大幅に増え社会増となっていますが、平成 30（2018）年には社会減に転じ、令和元（2019）年にはまた社会増となるものの、増加の幅は小さくなっています。

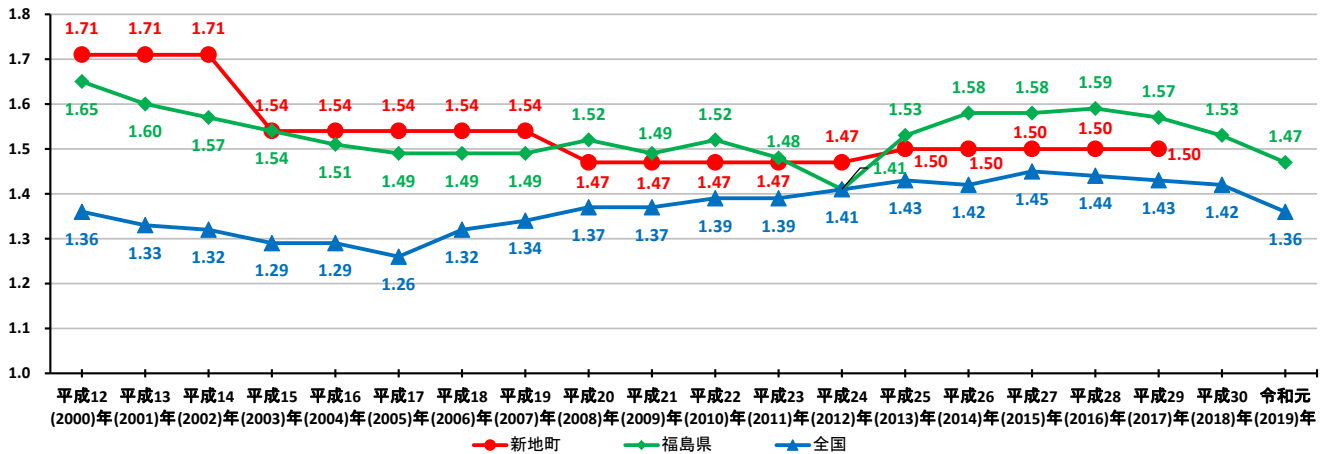


資料：平成 12 年～平成 30 年は、第 116 回～第 134 回福島県統計年鑑（福島県 企画調整部 統計課）
令和元年は、福島県の推計人口 令和元年版（福島県 企画調整部 統計課）

③合計特殊出生率の推移

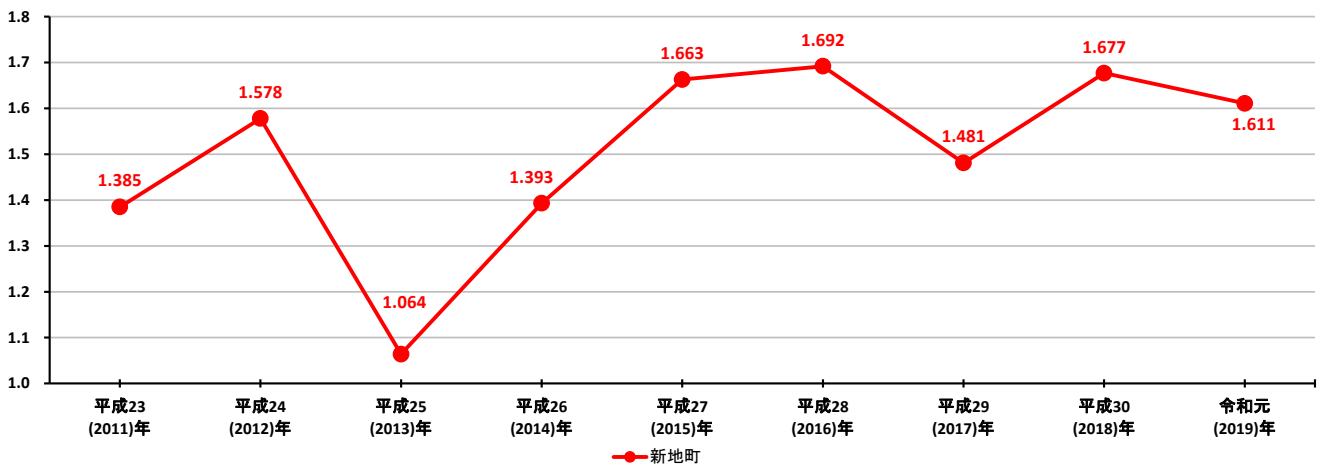
本町の合計特殊出生率※の値をみると、平成 12（2000）年から平成 14（2002）年での 1.71 が最も高く、平成 15（2003）年から平成 19（2007）年では 1.54、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年では 1.47 と減少し続けていましたが、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年では 1.50 と回復しています。また、住民基本台帳人口より算出した値では、平成 27（2015）年以降は平成 29（2017）年を除き、1.6 以上の高い値となっており、福島県や全国の値を大幅に上回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：福島県、全国の値は、人口動態調査（厚生労働省）
新地町は人口動態統計特殊報告（厚生労働省）

新地町の合計特殊出生率の推移（【参考】住基台帳人口による町独自算出）

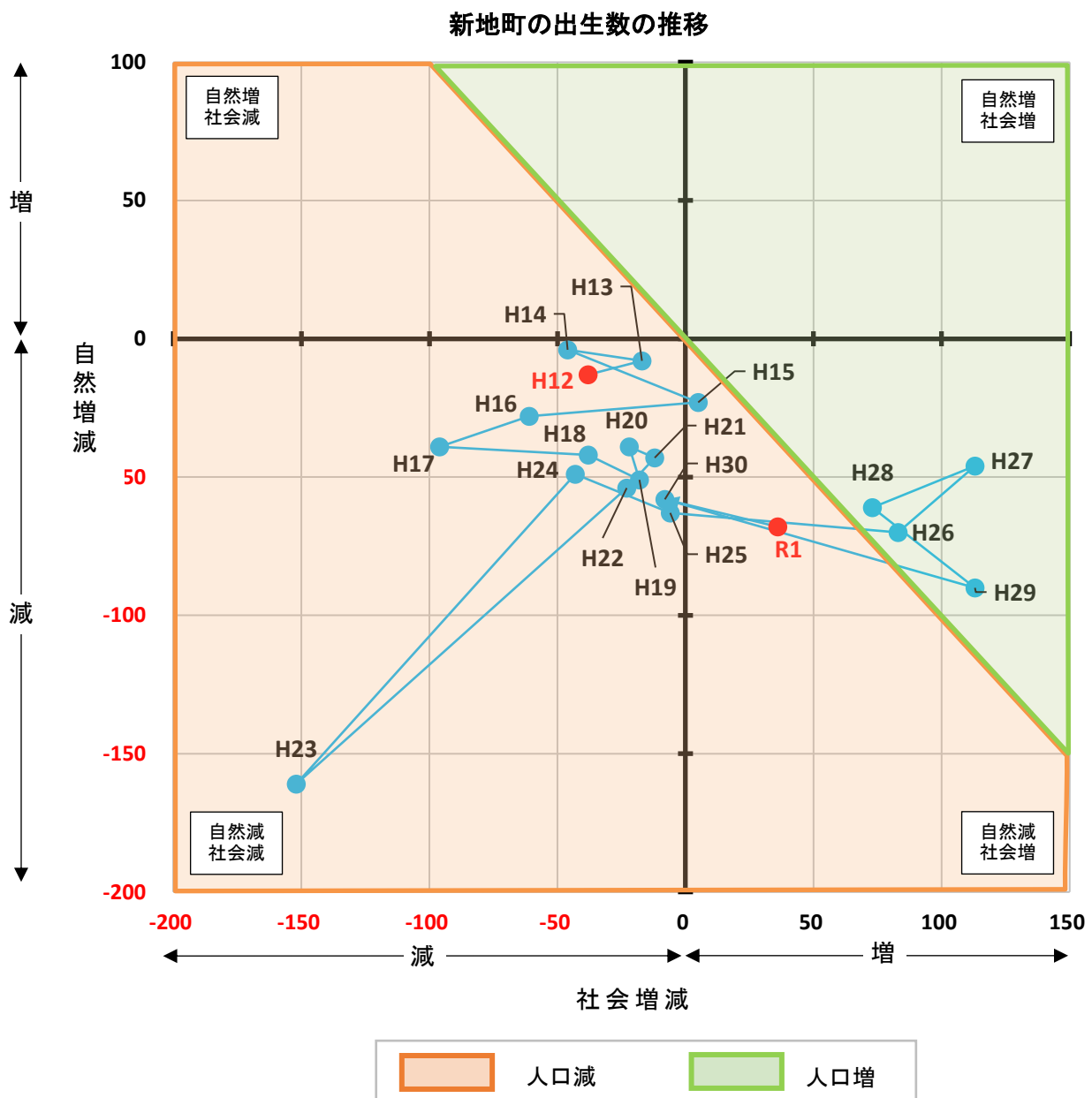


資料：住民基本台帳人口より各年で算出

※合計特殊出生率とは、「15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当

(5) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

本町では、平成 12(2000)年から平成 25(2013)年の 14 年間は、平成 15(2003)年を除き「自然減・社会減」の状態が続いていましたが、平成 26(2014)年からの 4 年間は「自然減・社会増」となっています。しかし、平成 30(2018)年には「自然減・社会減」へ戻りましたが、令和元(2019)年には「自然減・社会増」の状態になっています。

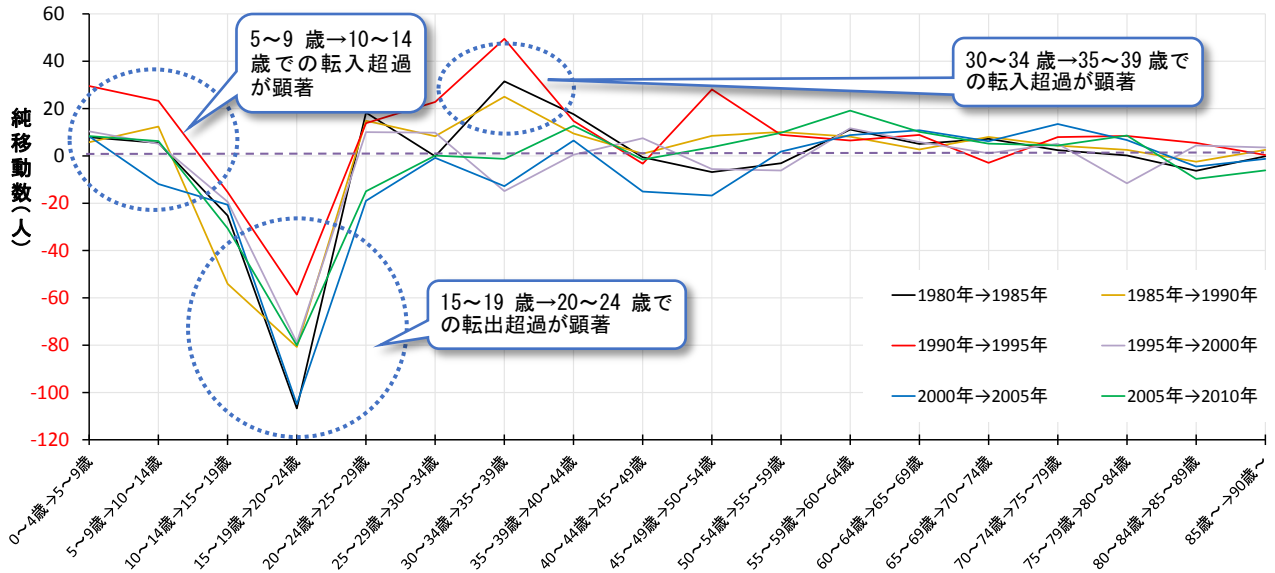


資料：平成 12 年～平成 30 年は、第 116 回～第 134 回福島県統計年鑑（福島県 企画調整部 統計課）
令和元年は、福島県の推計人口 令和元年版（福島県 企画調整部 統計課）

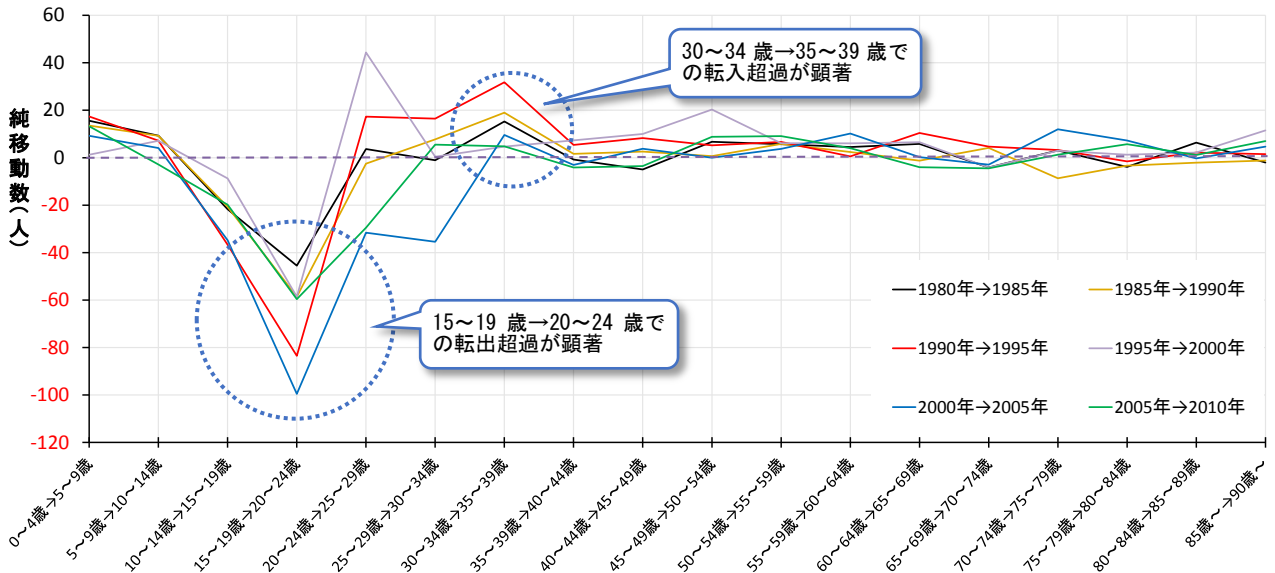
(6) 年齢階級別の人口移動の状況

国勢調査の結果を用いて昭和 55（1980）年以降の純移動数で年齢別・男女別の移動動向を比較してみると、男女ともに「15～19 歳→20～24 歳」での転出超過による減少が大きい状況です。また、子どもとその親世代である「30～34 歳→35～39 歳」は転入により増加しています。

年齢階級別人口移動の推移（男性）



年齢階級別人口移動の推移（女性）



資料：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局資料
※福島県内では 2010 年→2015 年の数値は非公表

※純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。例えば、2005→2010 年の 0～4 歳 → 5～9 歳の純移動数は、下記のように推定されます。

$$2005 \rightarrow 2010 \text{ 年の } 0 \sim 4 \text{ 歳} \rightarrow 5 \sim 9 \text{ 歳の純移動数} \\ = 2010 \text{ 年の } 5 \sim 9 \text{ 歳人口} - 2005 \text{ 年の } 0 \sim 4 \text{ 歳人口} \times 2005 \rightarrow 2010 \text{ 年の } 0 \sim 4 \text{ 歳} \rightarrow 5 \sim 9 \text{ 歳の生残率}$$

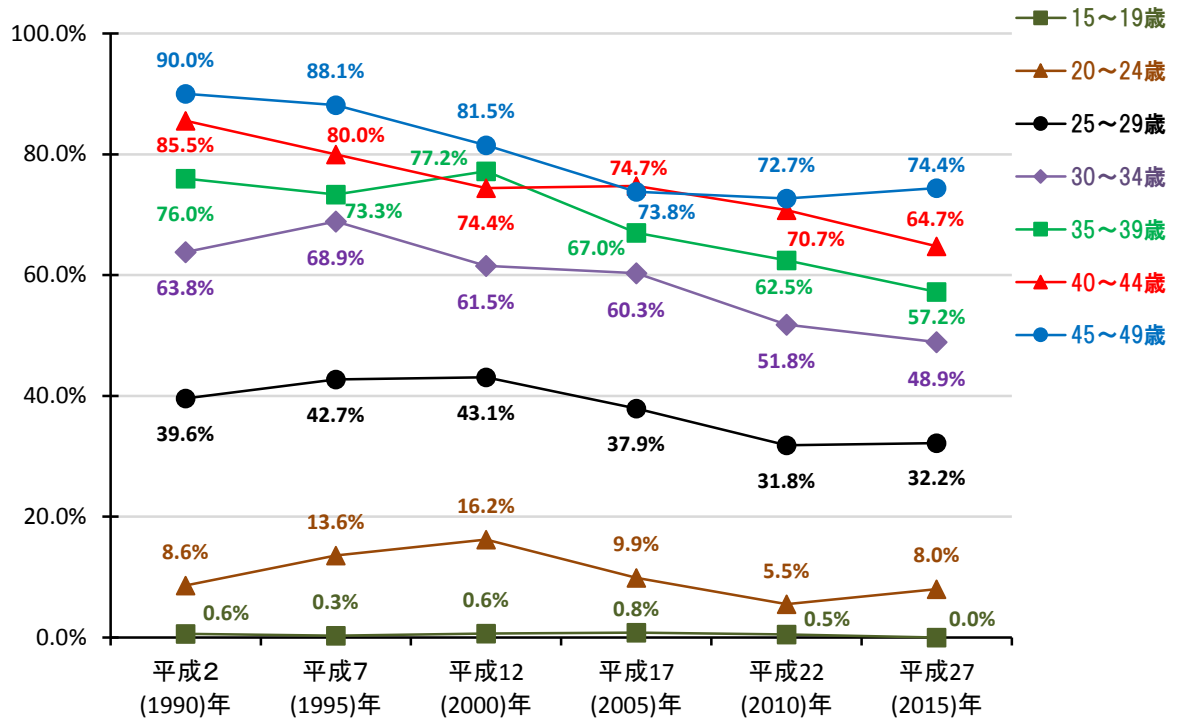
①
②

生残率は、厚生労働省大臣官房統計情報部「都道府県別生命表」より求めています。②は人口移動がなかったと仮定した場合の人口を表しており、実際の人口（①）から②を差し引くことによって純移動数が推定されます。

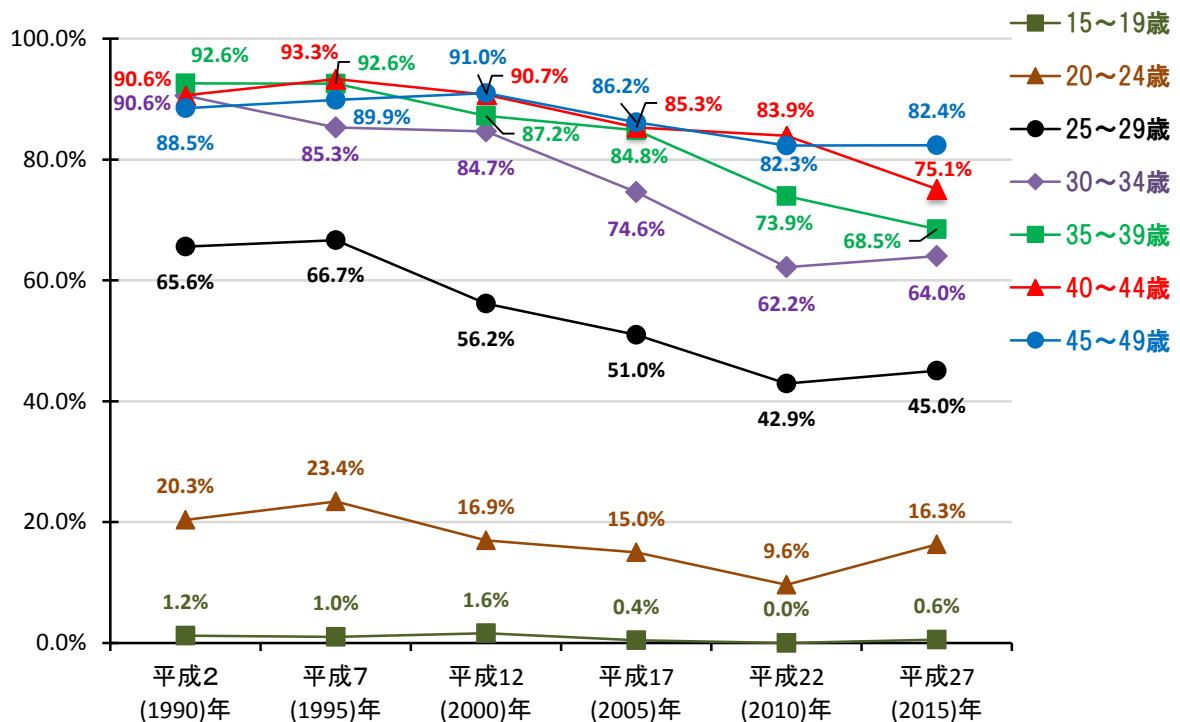
(7) 婚姻率の推移

本町での男女年齢別の婚姻率をみると、男性の婚姻率が女性の婚姻率に比べて低くなっています。また、各年齢別で低下傾向にあります。

年齢階級別の婚姻率の推移（男性）



年齢階級別の婚姻率の推移（女性）

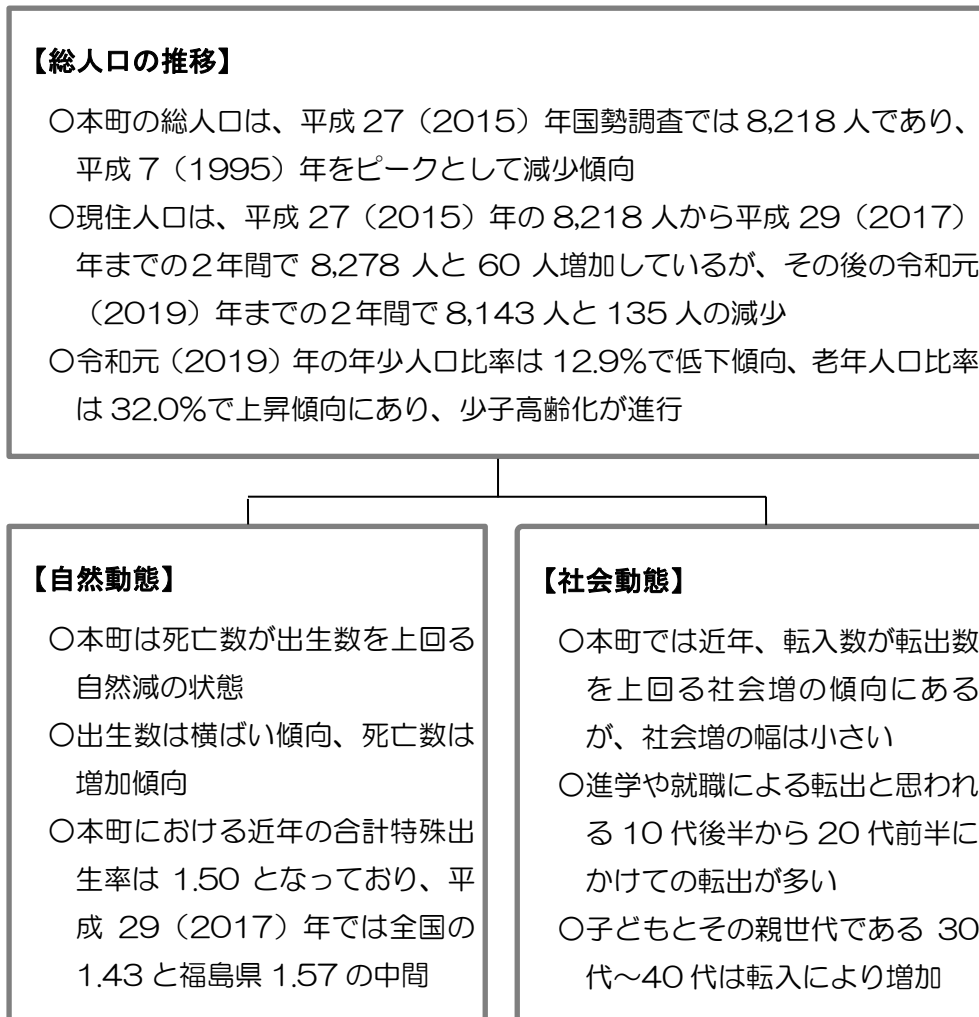


資料：国勢調査結果（総務省統計局）

第2章 人口の将来展望

1 人口動向分析の整理

本町の総人口の推移に対して、自然動態及び社会動態の動向分析を整理すると以下のとおりとなります。



2 人口の将来展望

(1) 出生率の向上

本町の人口が減少傾向にあるのは、死亡数が出生数を上回る自然減の状態であるためです。これに対応するには、出生数を増加させることが必要になりますが、出生数の増加に当たっては合計特殊出生率の向上を図る必要があります。

また、合計特殊出生率の向上とあわせて、10代後半から20代を中心に転出している出産年齢の女性の増加を図る必要があります。

これら、合計特殊出生率の向上と出産年齢の女性の増加により出生数を増加させ、人口減少抑制を図ります。

(2) 転出の抑制と若い世代の転入促進

本町は東日本大震災以降、転入数が転出数を上回る社会増となっていますが、平成30(2018)年には社会減に転じ、令和元(2019)年にはまた社会増となるものの、増加の幅は小さくなっています。将来において人口減少に対応するためには、社会減とならないことが必要となります。

本町の転出の大部分は10代後半から20代前半の世代であるため、この世代の転出抑制を図っていく必要があります。

また、子どもとその親世代である30代~40代は転入により増加していることから、この世代の転入を促進していく必要があります。

第3章 将来人口の推計と分析

人口の将来展望の検討に当たっては、合計特殊出生率をどれだけ向上させ、転出数や転入数をどれだけ改善するかを仮定する必要がありますが、この仮定に当たり、合計特殊出生率を向上させることによる自然増減の改善と、転出数の抑制及び転入数の増加による社会増減の改善が、将来人口にどのように影響を及ぼすのか分析します。

1 推計パターンの設定

将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響の分析については、以下の4ケースを比較することにより行います。ケース1とケース2を比較することにより、自然増減が将来人口に及ぼす影響を把握します。また、ケース2とケース3、ケース3とケース4を比較することにより、社会増減が将来人口に及ぼす影響を把握します。

- ケース1：国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の福島県全体人口の推計に準拠した場合（※1）
- ケース2：ケース1の社会移動に関する設定の下で、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」の設定値に基づき、合計特殊出生率が平成 27（2015）年の 1.50 から令和 12（2030）年までに 1.8 程度（※2）、令和 22（2040）年までに人口置換水準と同程度の 2.07 程度（※3）に段階的に回復する場合
- ケース3：ケース2の合計特殊出生率の設定を基本に、令和 2（2020）年以降、全世代の純移動が均衡する（社会増減がゼロになる）と想定した場合
- ケース4：ケース3の設定を基本に、若者定住施策や子育て支援策等の充実を図り、若い世代の転入を促進して、20代後半、30代前半、30代後半、40代前半の各5歳階級の男女各10人〔合計：4階級×（男性10人＋女性10人）=80人〕が5年間ごとに転入すると想定した場合

※1 国立社会保障・人口問題研究所準拠推計

社人研で行っている人口推計手法であるコーホート要因法を用いた推計で、推計に係る設定値である「将来の生残率、純移動率、子ども女性比、0-4歳性比」は、社人研の福島県全体人口推計の設定値を用いている

※2 国民希望出生率

結婚や出産に関する町民の希望が実現したときに到達するとされる出生率

※3 人口置換水準

人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標

2 推計・分析結果

ケース1～4の総人口の推計結果は以下のとおりです。また、自然増減・社会増減が年少人口、生産年齢人口、老年人口それぞれに及ぼす影響について分析します。

(1) 総人口の推計

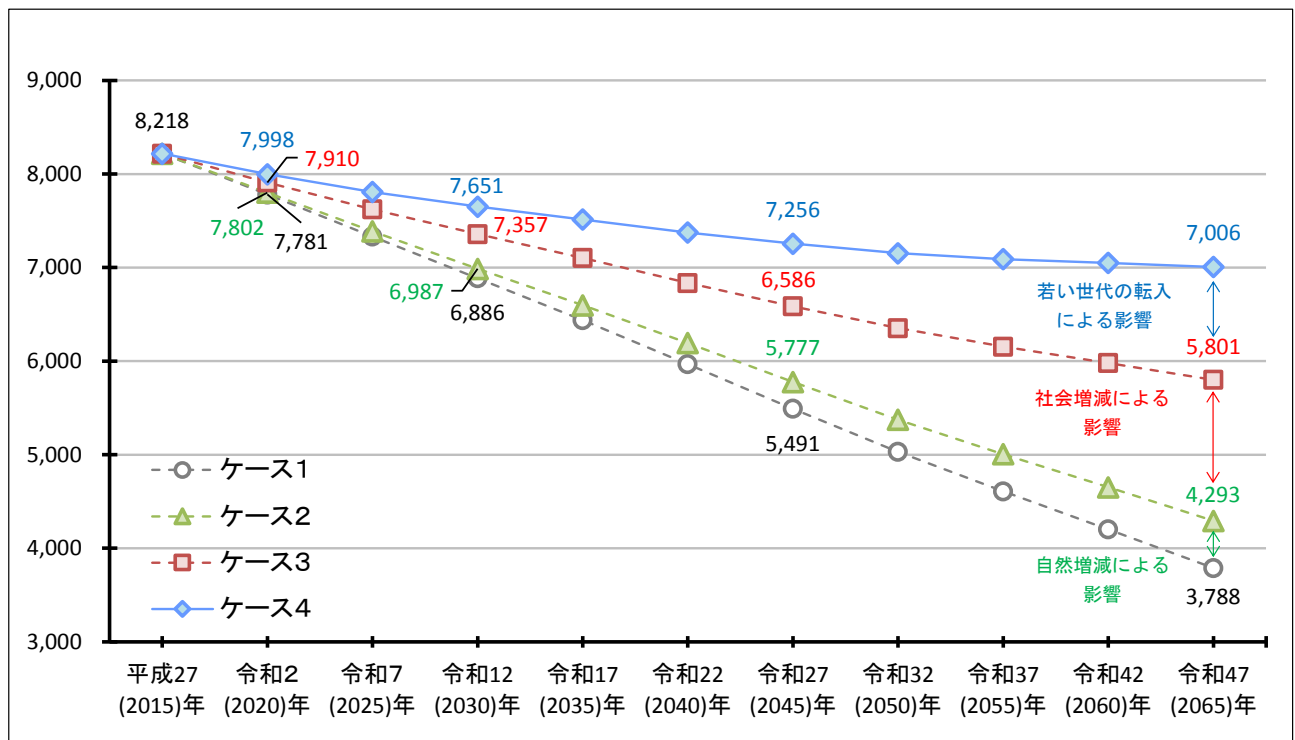
ケース1では、令和47（2065）年時点の人口は3,788人と推計され、ケース2では令和47（2065）年時点の人口は4,293人と推計されます。その差は505人であり、合計特殊出生率を令和22（2040）年の2.07にまで向上させることにより、約500人の人口減少の抑制が想定されます。

一方、全世代の純移動を均衡したケース3での令和47（2065）年時点の人口は5,801人と推計され、ケース2との差は1,508人となり、若い世代の転入増によるケース4での令和47（2065）年時点の人口は7,006人と、ケース3との差は1,205人となります。

総人口の推計結果

単位：人

ケース	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年
ケース1	8,218	7,781	7,331	6,886	6,438	5,968	5,491	5,031	4,608	4,202	3,788
ケース2	8,218	7,802	7,387	6,987	6,596	6,193	5,777	5,374	5,005	4,651	4,293
ケース3	8,218	7,910	7,622	7,357	7,102	6,835	6,586	6,352	6,155	5,980	5,801
ケース4	8,218	7,998	7,807	7,651	7,514	7,375	7,256	7,153	7,090	7,050	7,006



【将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響】

- 合計特殊出生率を人口置換率とされる2.07に向上することにより、社人研推計準拠の場合よりも将来人口は増加
- 上記に加えて、全世代の転出数と転入数が均衡及び増加する場合、将来人口は一層増加
- 将来人口に及ぼす影響は、出生率の向上よりも転出数の抑制と転入数の増加の方が大きい

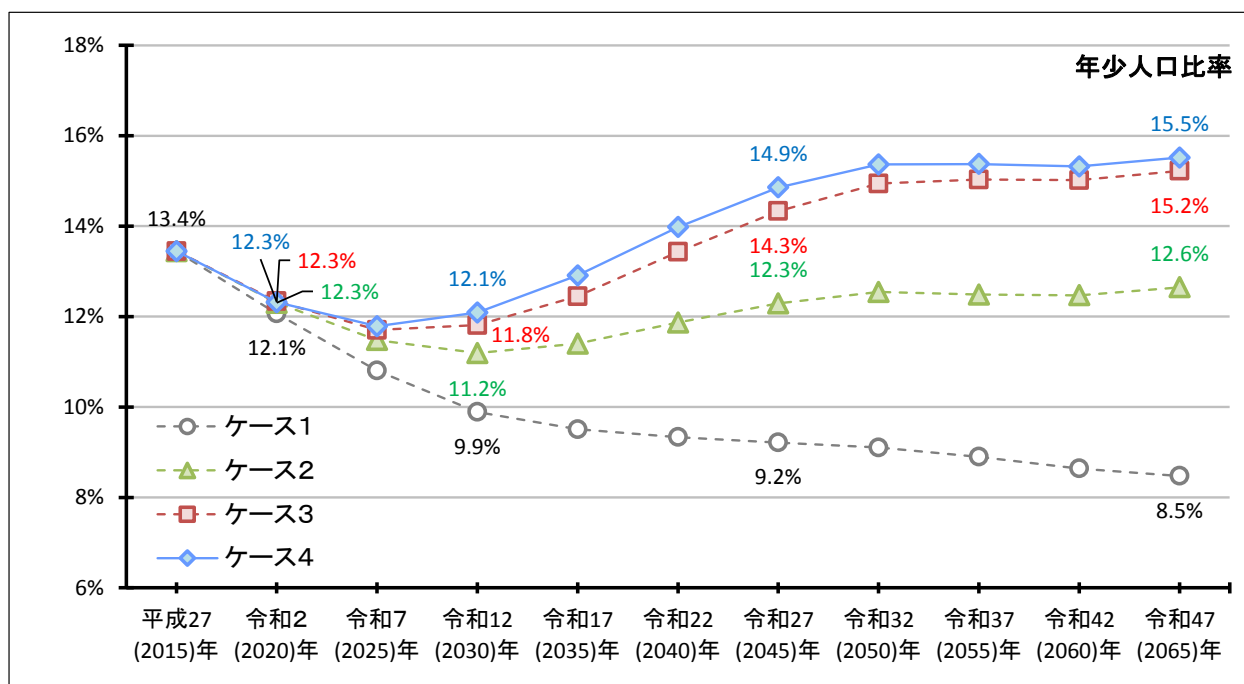
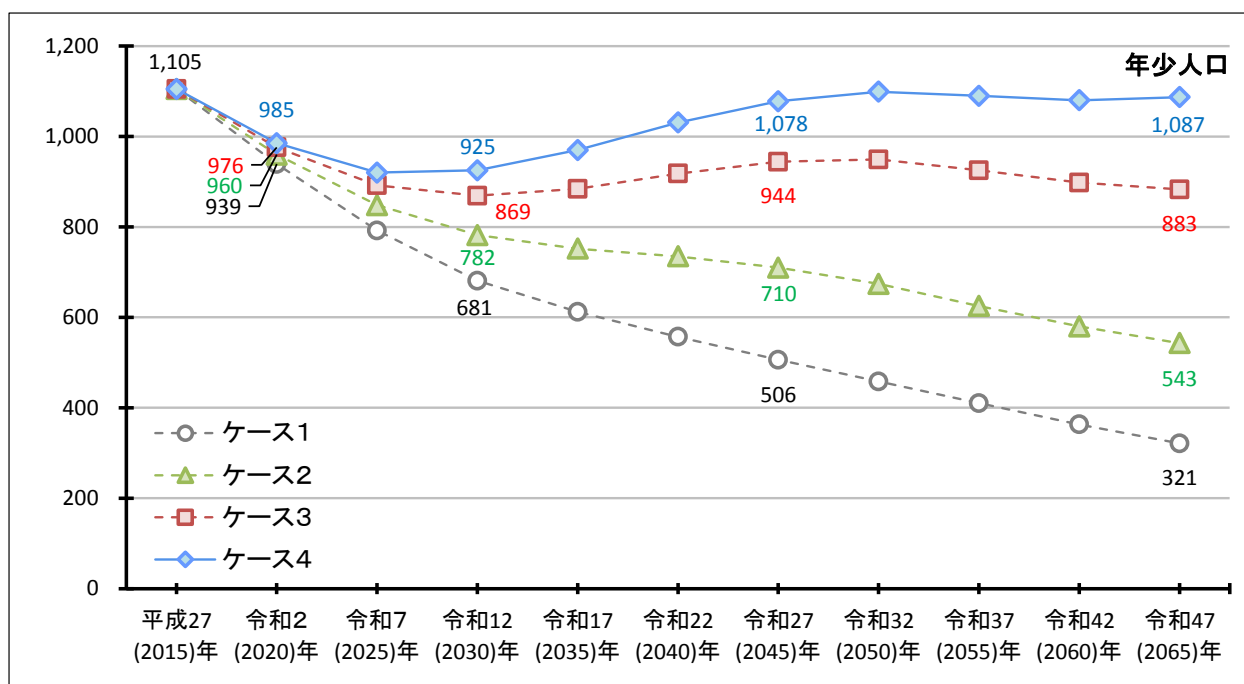
(2) 年少人口の推計

令和47(2065)年において、ケース1とケース2の差は222人、ケース2とケース3の差は340人、ケース3とケース4の差は204人であり、年少人口についても出産年齢の女性数が増加することから、最終的に自然増減よりも社会増減の方が将来人口に及ぼす影響が大きくなります。なお、令和47(2065)年のケース4の年少人口比率は15.5%と最も高くなっています。

年少人口(0~14歳)の推計結果

単位：人

ケース	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年
ケース1	1,105	939	792	681	612	557	506	458	410	363	321
ケース2	1,105	960	848	782	752	735	710	674	625	580	543
ケース3	1,105	976	892	869	884	918	944	949	925	898	883
ケース4	1,105	985	920	925	970	1,031	1,078	1,099	1,090	1,080	1,087



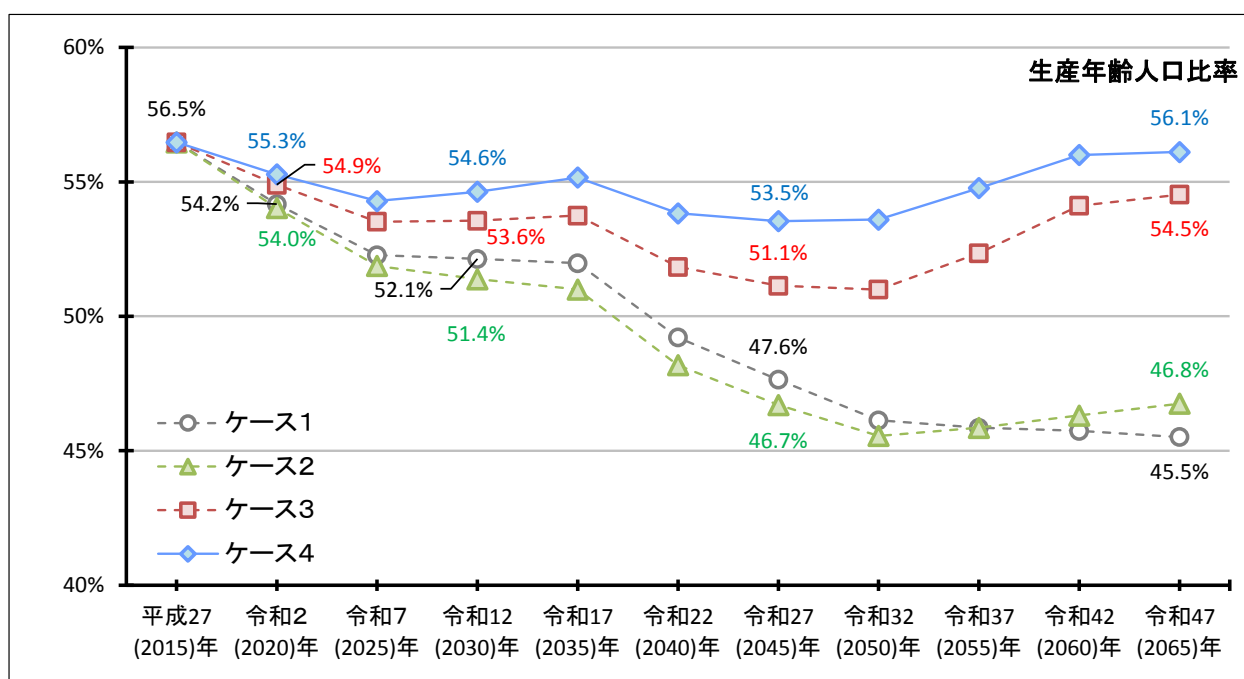
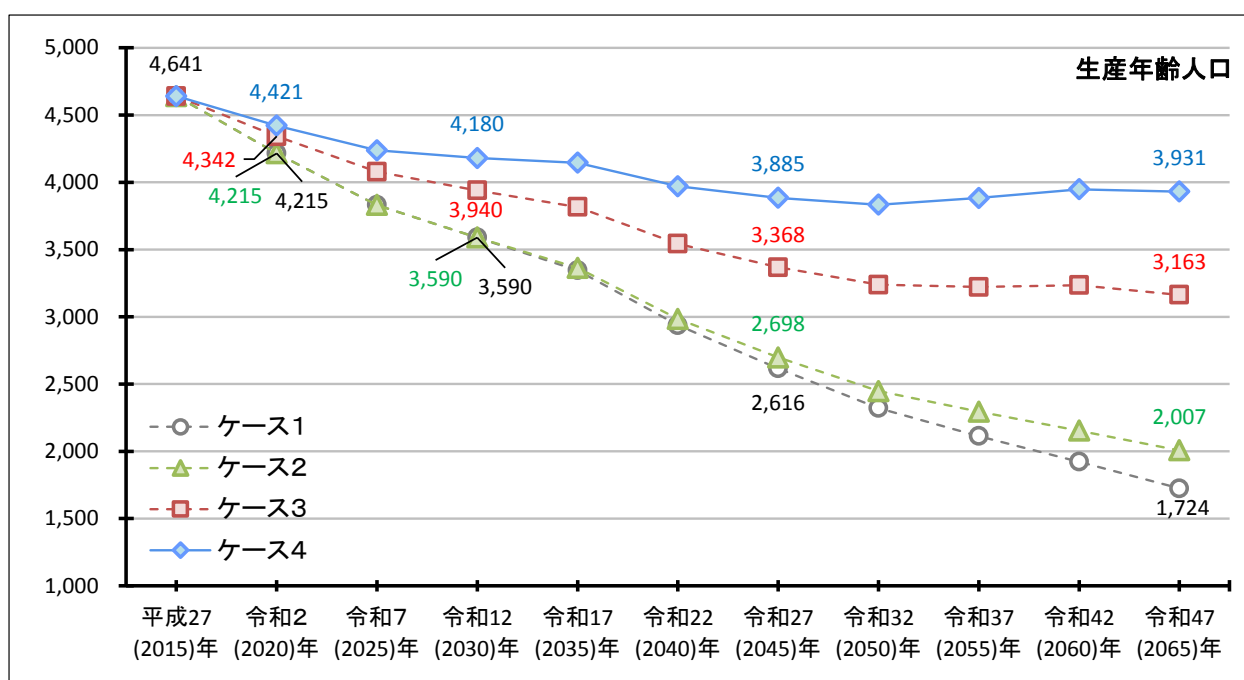
(3) 生産年齢人口の推計

令和47(2065)年において、ケース1とケース2の差は283人、ケース2とケース3の差は1,156人、ケース3とケース4の差は768人であり、生産年齢人口についても、自然増減よりも社会増減の方が将来人口に及ぼす影響が大きくなります。なお、令和47(2065)年のケース4の生産年齢人口比率は56.1%と最も高くなっています。

生産年齢人口(15~64歳)の推計結果

単位：人

ケース	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年
ケース1	4,641	4,215	3,832	3,590	3,346	2,937	2,616	2,321	2,113	1,922	1,724
ケース2	4,641	4,215	3,832	3,590	3,364	2,984	2,698	2,448	2,295	2,154	2,007
ケース3	4,641	4,342	4,079	3,940	3,817	3,543	3,368	3,239	3,222	3,236	3,163
ケース4	4,641	4,421	4,238	4,180	4,145	3,970	3,885	3,834	3,883	3,948	3,931



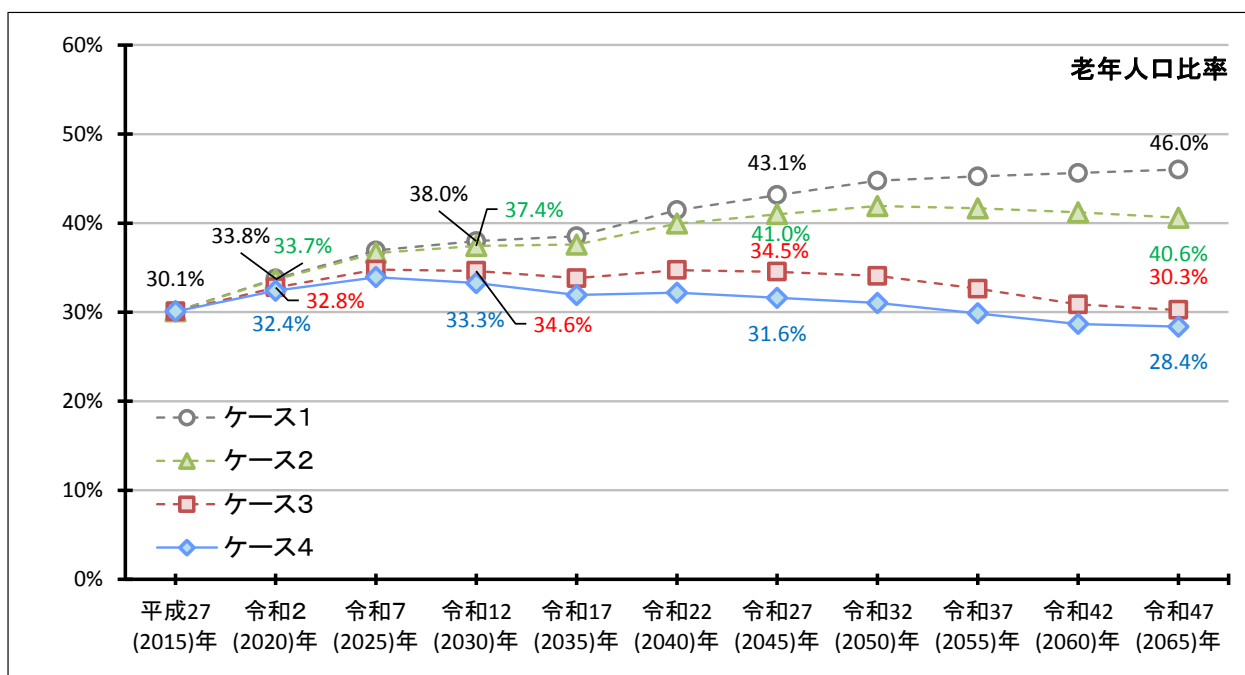
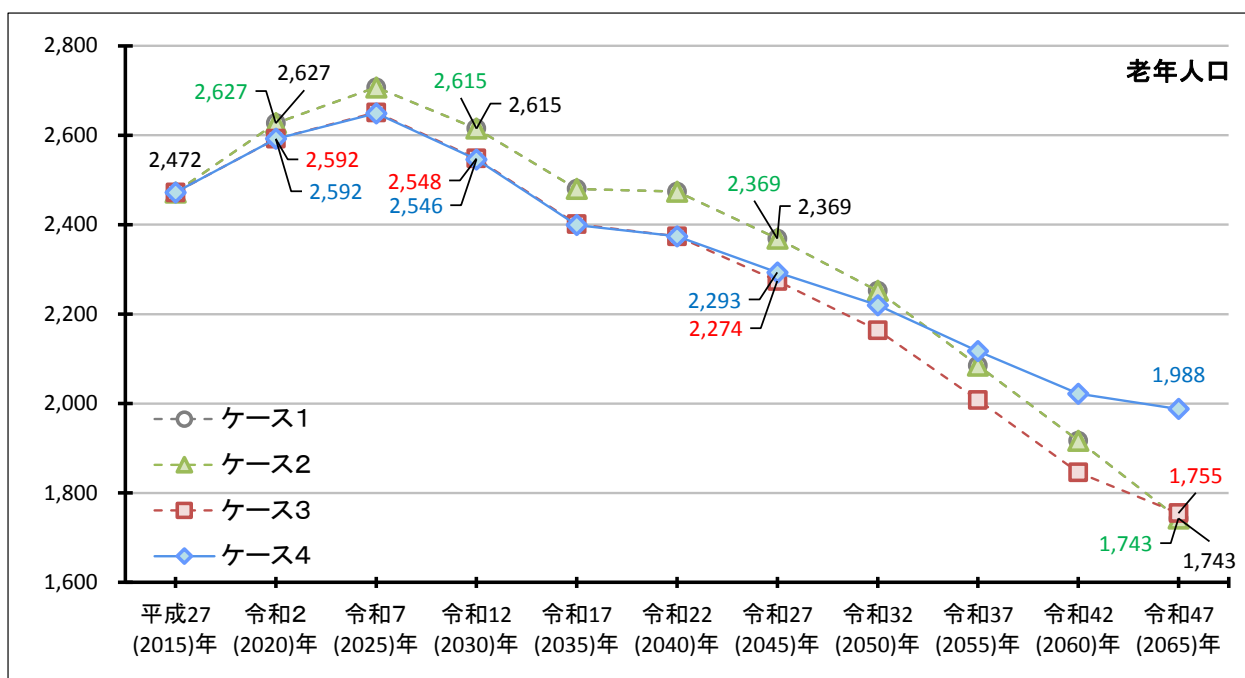
(4) 老年人口の推計

令和 47 (2065) 年において、ケース1とケース2の差はなく、ケース2とケース3の差は 12 人、ケース3とケース4の差は 233 人であり、老年人口についても、自然増減よりも社会増減の方が将来人口に及ぼす影響が大きくなります。なお、令和 47 (2065) 年のケース4の老年人口比率は 28.4%と最も低くなっています。

老年人口 (65 歳以上) の推計結果

単位：人

ケース	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年
ケース1	2,472	2,627	2,707	2,615	2,480	2,474	2,369	2,252	2,085	1,917	1,743
ケース2	2,472	2,627	2,707	2,615	2,480	2,474	2,369	2,252	2,085	1,917	1,743
ケース3	2,472	2,592	2,651	2,548	2,401	2,374	2,274	2,164	2,008	1,846	1,755
ケース4	2,472	2,592	2,649	2,546	2,399	2,374	2,293	2,220	2,117	2,022	1,988

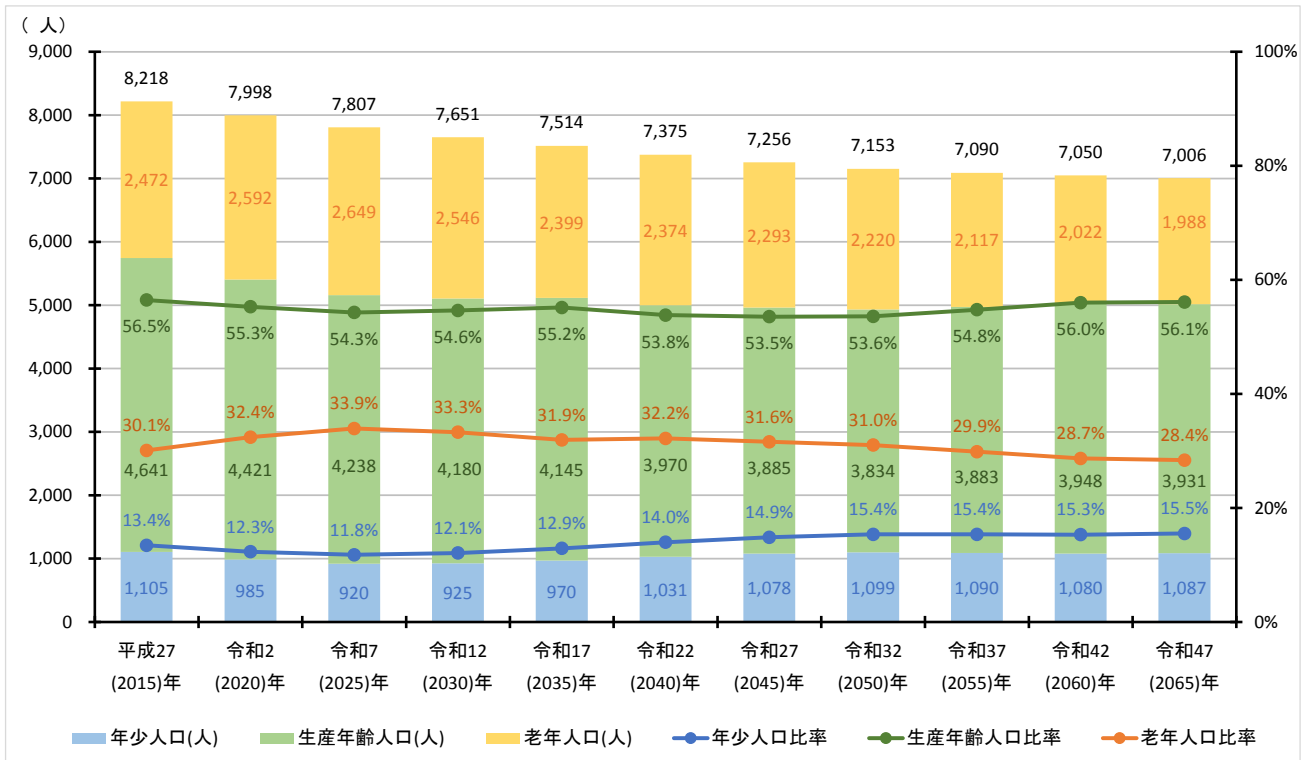


3 将来目標人口の設定

ケース1～4の推計・分析結果よりケース4が最も効果が大きいことから、本町においても総合戦略を推進して、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」に基づき、出生率の向上に加えて、転出の抑制と若い世代の転入促進を図ることとし、ケース4を将来人口の目標として設定します。

人口ビジョンの将来展望

年次	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年
総人口(人)	8,218	7,998	7,807	7,651	7,514	7,375	7,256	7,153	7,090	7,050	7,006
年少人口(人)	1,105	985	920	925	970	1,031	1,078	1,099	1,090	1,080	1,087
生産年齢人口(人)	4,641	4,421	4,238	4,180	4,145	3,970	3,885	3,834	3,883	3,948	3,931
老年人口(人)	2,472	2,592	2,649	2,546	2,399	2,374	2,293	2,220	2,117	2,022	1,988
年少人口比率	13.4%	12.3%	11.8%	12.1%	12.9%	14.0%	14.9%	15.4%	15.4%	15.3%	15.5%
生産年齢人口比率	56.5%	55.3%	54.3%	54.6%	55.2%	53.8%	53.5%	53.6%	54.8%	56.0%	56.1%
老年人口比率	30.1%	32.4%	33.9%	33.3%	31.9%	32.2%	31.6%	31.0%	29.9%	28.7%	28.4%



将来人口の設定

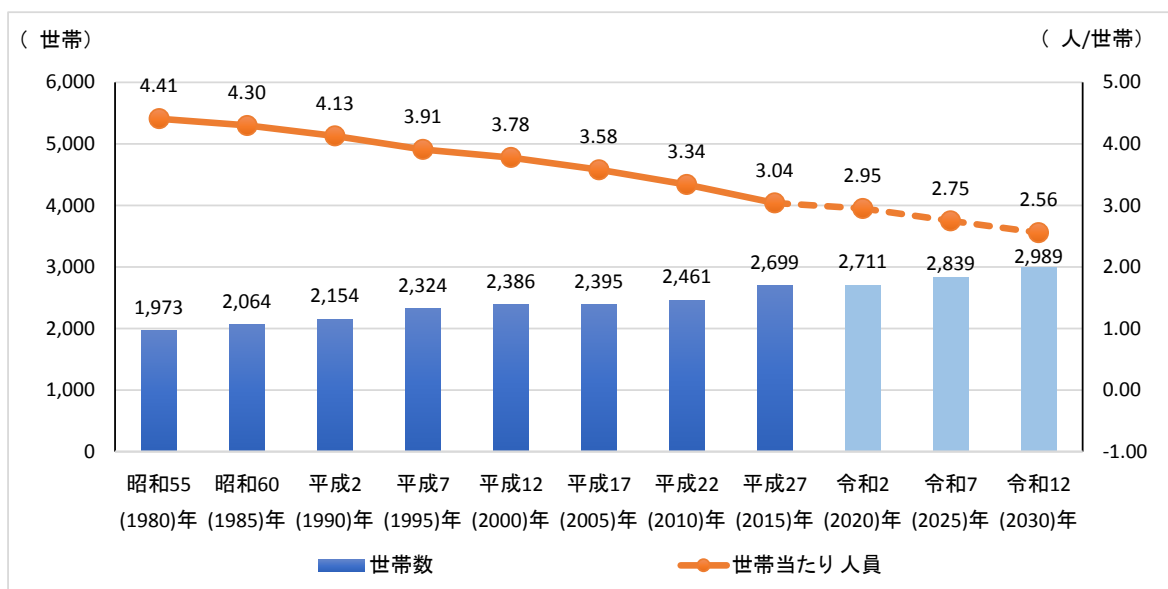
令和12(2030)年の 将来人口比較	社人研推計値		将来展望		増減	
	人口	比率	人口	比率	人口	比率
総人口	6,886人	100.0%	7,651人	100.0%	765人	0.0pt
年少人口(0～14歳)	681人	9.9%	925人	12.1%	244人	2.2pt
生産年齢人口(15～64歳)	3,590人	52.1%	4,180人	54.6%	590人	2.5pt
老年人口(65歳以上)	2,615人	38.0%	2,546人	33.3%	-69人	-4.7pt

4 将来世帯数の設定

本町の国勢調査による平成 27 (2015) 年の世帯数は 2,699 世帯で、世帯当たり人員は 3.04 人/世帯です。昭和 55 (1980) 年以降、世帯数は増加、世帯当たり人員は減少を続けています。

このままの傾向が続くとすると本計画の目標年である令和 12 (2030) 年の世帯数は 2,989 世帯、世帯当たり人員は 2.56 人/世帯と予測されます。

世帯数及び世帯当たり人員の推移と予測



※令和 2 (2020) 年以降の数値は、昭和 55 (1980) 年から平成 27 (2015) 年にかけての直線回帰にて推計
資料：国勢調査結果（総務省統計局）

令和 12 (2030) 年の目標人口に対する世帯数については、上記で推計した世帯当たり人員 (2.56 人/世帯) に基づき 2,989 世帯と設定します。

将来世帯数の設定

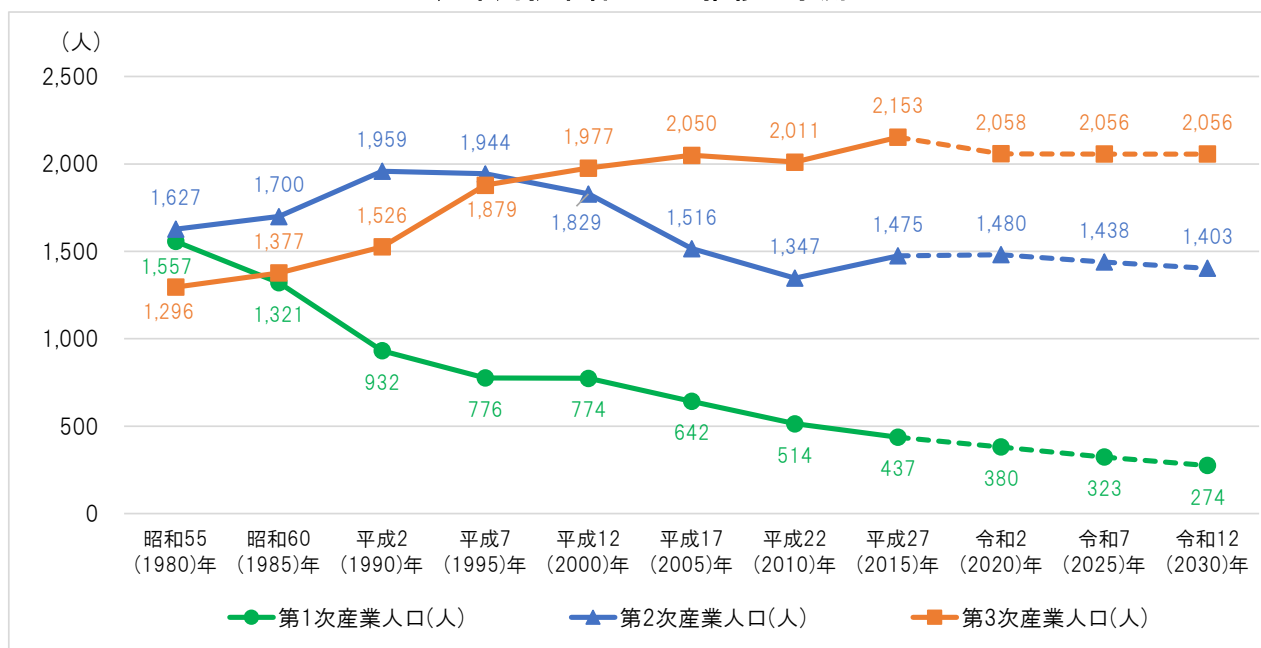
令和12(2030)年の 将来世帯数比較	社人研に基づく 推計値	将来展望	増減
世帯数	2,690世帯	2,989世帯	299世帯
世帯当たり人員	2.56人/世帯	2.56人/世帯	—

※目標年の世帯数は、「目標年の世帯数=目標人口/推計世帯当たり人員」として設定

5 将来就業者人口の設定

本町の産業別就業者人口の推移をみると、第1次産業は減少傾向、第2次産業及び第3次産業は平成17（2005）年以降横ばい傾向となっています。産業別就業者人口については、将来目標人口の下でこれらの傾向を踏まえて、総人口に対する就業者人口比率及び各産業人口比率のこれまでの推移（トレンド）に基づいた推計を行います。

産業別就業者人口の推移と予測



※令和2（2020）年以降の数値は、昭和55（1980）年から平成27（2015）年にかけての対数回帰にて推計

資料：国勢調査結果（総務省統計局）、しんちの統計

令和12（2030）年の産業別就業者人口は、第1次産業で274人、第2次産業で1,403人、第3次産業で2,056人として、合計3,733人と設定します。

産業別就業者人口の推計結果

年次	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年
総人口(人)	8,704	8,876	8,904	9,093	9,017	8,584	8,224	8,218	7,998	7,807	7,651
就業者人口(人) (分類不能を含む)	4,482	4,406	4,417	4,603	4,587	4,208	3,922	4,071	3,918	3,817	3,733
第1次産業人口(人)	1,557	1,321	932	776	774	642	514	437	380	323	274
第2次産業人口(人)	1,627	1,700	1,959	1,944	1,829	1,516	1,347	1,475	1,480	1,438	1,403
第3次産業人口(人)	1,296	1,377	1,526	1,879	1,977	2,050	2,011	2,153	2,058	2,056	2,056
分類不能人口(人)	2	8	0	4	7	0	50	6	0	0	0
総人口に対する 就業者人口比率	51.5%	49.6%	49.6%	50.6%	50.9%	49.0%	47.7%	49.5%	49.0%	48.9%	48.8%
第1次産業人口比率	34.8%	30.0%	21.1%	16.9%	16.9%	15.3%	13.3%	10.8%	9.7%	8.5%	7.3%
第2次産業人口比率	36.3%	38.7%	44.4%	42.3%	39.9%	36.0%	34.8%	36.3%	37.8%	37.7%	37.6%
第3次産業人口比率	28.9%	31.3%	34.5%	40.9%	43.2%	48.7%	51.9%	53.0%	52.5%	53.9%	55.1%

※産業人口比率の算出には分類不能を含まない

第Ⅱ部

総合戦略

第1章 基本目標

本町の第2期総合戦略では、将来目標人口を見据えながら、国及び福島県の総合戦略を踏まえて、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間の基本目標とそれぞれに位置づけられる施策を以下のように定めます。

第2期総合戦略 施策体系

基本目標1 産業を振興し安定した雇用をつくる	
1-1	企業誘致による産業振興と雇用の安定
1-2	農林水産業の振興
基本目標2 新しい人の流れをつくる	
2-1	定住・移住の促進
2-2	交流人口・関係人口の確保
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
3-1	結婚・出産・子育ての支援
3-2	子どもの教育の充実
基本目標4 魅力と活気あるまちづくり	
4-1	魅力ある地域づくり
4-2	安全・安心のまちづくり

この基本目標は、令和元（2019）年度までの総合戦略（第1期）を引き継ぎつつ、国の第2期総合戦略で新たに位置づけられた目標「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」を取り入れたものです。

国の第2期総合戦略では、さらに横断的目標「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」が4つの目標を横断するように位置づけられています。これらは、関係人口の創出・拡大、性別や障害の有無などに関わらずに多様な人材が活躍できる社会の実現がめざされているとともに、未来技術を活用することで4つの目標を実現しようとするものです。

また、福島県において令和2（2020）年3月に策定された「ふくしま創生総合戦略」では、「一人ひとりが輝く社会をつくる」、「魅力的で安定した仕事をつくる」、「暮らしの豊かさを実感できる地域をつくる」、「新たな人の流れをつくる」の4つの基本目標を設定し、「福島ならではの」地方創生を積極的に推進することとしています。

本町では、国の示す新しい概念である横断的目標を基本目標2及び4に取り入れながら、福島県の基本目標を勘案して、上記の4つの基本目標に向けて施策を推進していくこととします。

第2章 施策の基本的な方向性

基本目標1 産業を振興し、安定した雇用をつくる

「しごと」は、町民が住み続け、また町外から人が移り住むために必要であり、また地域活力の維持・向上にも不可欠なものです。

本町では、これまで重要港湾相馬港、高速道路などの公共インフラの充実に努めるとともに、工業団地の造成を図るなど、地理的な優位性を活かした企業立地を進めてきました。今後は、新たな産業も含めた企業誘致や相馬港の利活用促進などにより、新たな就労の場を生み出していきます。

また、地元企業の支援はもとより、起業の支援を充実させることで、町民、さらには地方を拠点とした新たなビジネスを立ち上げようとする人々を町に呼び寄せます。

さらに、農林水産業の担い手の育成を進めるとともに、生産性の向上や付加価値化を図り、安定的で魅力ある「しごと」としていくことをめざします。

基本目標2 新しい人の流れをつくる

近年では若い世代を中心として地方移住に対する関心が高まるなど、移住や働き方のニーズは多様化してきています。新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、地方でのテレワークへの関心も高まってきています。このようなニーズを踏まえ、若者を中心として都会からのU・J・Iターン(※1)などの移住を促すための移住・定住策を展開するとともに、移住者を受け入れるオープンな地域づくりをめざします。

また、東日本大震災からの復旧・復興の取り組みには多様な人々が参画・協働し、町外との交流が生まれました。そのようなつながりを活かし、本町の多様な資源を活用して、交流人口・関係人口の促進を図り、新しい人の流れを生み出すことをめざします。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

国や県の合計特殊出生率が低下しているなか、本町は1.5程度で安定して推移しており、出生数も大きく減少してはいません。一方、核家族化や共働き家庭が増えていることから、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が多くなっており、将来的に現在の水準を維持することは容易ではありません。また、全国的には経済面での不安から若者が結婚や出産に踏み切れないことが指摘されています。このような状況にある若者世代が、安心して結婚・出産・子育てができるよう、出会い・結婚や子育てに対する支援等の充実に引き続き取り組みます。

さらに、これまで積極的に取り組んできたICT教育や食育は、本町の教育の特徴となっています。GIGAスクール(※2)の政策動向も踏まえて更なる学習環境の充実に努めるとともに、学外での学習支援にも取り組むことで「子どもを生み育てたいと思う町」をめざします。

※1 U・J・Iターン：Uターン（地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること。）、Jターン（地方から大規模な都市へ移住した後、地方近くの中規模な都市へ移住すること。）、Iターン（地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。）

※2 GIGAスクール：「1人1台端末」と「校内高速通信ネットワーク環境」を整備する施策。

基本目標4 魅力と活気あるまちづくり

本町は、海・里・山・田園という豊かな自然に恵まれています。また、東日本大震災後には、新地駅前フットサル場、釣師防災緑地公園、新地町文化交流センターなど魅力的な運動・交流施設が整備されました。このような多様な資源の魅力を町民自身が再確認し、町の魅力づくりに活用していきます。

また、本町には昔ながらの地域コミュニティが息づいており、東日本大震災以降、自分たちの手でまちづくりをしようという意識が高まっています。そのような特長を捉え、年齢や性別等に問わず多様な町民の参画を促し、町民や地域、行政等がそれぞれの役割を担い、協働することにより、魅力と活気あるまちづくりの実現に向けて取り組みます。

さらに、行政サービスの充実に向けて、情報通信技術等の日々進歩するテクノロジーを施策の推進力として、積極的に取り入れていきます。

一方で、地域においては高齢化が進んでいることから、高齢化にも対応しながら町民が地域において安心して暮らすことができるよう、医療サービス等の機能を確保するとともに、地域における防災・減災や地域の交通安全及び交通利便性の確保を図ります。

第3章 今後の施策方向

基本目標1 産業を振興し、安定した雇用をつくる

数値目標：町内事業所の従業者数 2,600 人以上（公務を除く）を確保

●基本的方向

- 関係機関との連携を図り、町内工業用地等に新たな企業誘致を推進するとともに、既存商工業の活性化、新たな起業への支援などにより、安定した就労の場を確保します。
- 農林水産業については、若者世代を中心とした担い手の育成を図るとともに、風評被害の払拭や生産性の向上、高付加価値化につながる多様な取り組みを推進します。

●具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

1-1 企業誘致による産業振興と雇用の安定

① 企業誘致・起業の促進

町内工業用地、新地駅周辺事業用地や防災集団移転元地への企業誘致を進めます。常磐自動車道と東北中央自動車道（相馬～福島間）の開通による利便性向上を踏まえ、相馬中核工業団地や相馬港等で操業している企業の関連会社及び地域エネルギーを利活用する企業の誘致促進に努めるとともに、町内企業の事業拡大を要請します。

さらに、新たに町内で起業をめざす人や新たな事業を始める方等の支援を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
新規企業立地件数 [商業を除く]	累積 5 社（令和 2 年～令和 7 年）

■主な事業

- ◇工業用地情報発信事業
- ◇福島イノベーションコースト構想関連事業（※）
- ◇起業・経営相談事業
- ◇起業家支援補助事業

※福島イノベーションコースト構想：東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すもの。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組む。

② 地域商業の活性化

地域商業の事業継続を支援するほか、商工会による経営指導、起業支援、人材育成活動などを促し、資金面での支援にも努めます。

また、食料品をはじめとする生活利便施設の誘導を図ります。複合商業施設では、出店した店舗の利用促進と利便性の向上による活性化を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
小売業年間商品販売額 新規商業立地件数	平成28年：24.41億円→令和7年：27億円以上 累積2社（令和2年～令和7年）

■主な事業

- ◇小規模企業経営改善普及事業補助金（商工会）
- ◇新地町複合商業施設管理事業

③ 安定した雇用の場の確保

町民が経済的に安心して暮らすことができるよう、産業誘致や既存産業の活性化に努めます。また、就労の場を確保するために、関係機関による連携を強化し、雇用情報の提供、相談窓口の設置など就労支援に取り組みます。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
就職相談件数	累積30人（令和2年～令和7年）

■主な事業

- ◇雇用情報の提供、就職相談窓口の設置
- ◇町内企業支援事業

1-2 農林水産業の振興

① 広範な担い手の育成・支援

研修や交流機会の拡充、相談・指導体制を充実し、有力な担い手となる認定農業者を育成するとともに、農業者の高齢化と農業の継承を見据えながら、既存の基盤を活かしつつ、新規就農者や農業法人の設立を支援することで、広範な担い手の育成に努めます。

漁業者についても、漁業者の高齢化を踏まえた新たな担い手の育成について、国や県とも連携を図りながら相談支援を行い、地域漁業の活性化を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
新規就農者数	累積 5 人（令和 2 年～令和 7 年）
新規就漁者数	累積 1 人（令和 2 年～令和 7 年）
農業法人設立件数	累積 1 経営体（令和 2 年～令和 7 年）
認定農業者数	累積 3 人（令和 2 年～令和 7 年）

■主な事業

- ◇町認定農業者育成支援事業
- ◇農業次世代人材投資事業
- ◇農業法人の設立支援事業
- ◇新規就農・就漁担い手育成事業

② 多様な農林水産業の取り組みの推進

ニラやイチジクなど町内作物を栽培する農家の育成と地産地消の推進を並行して取り組むとともに、特産品化・6次産業化（※）への取り組みを支援します。農産物の高付加価値化とともに、農地の利用集積や生産基盤の整備を通じて、農業生産の安定化・強化を図ります。

漁業については、被災後に再建した漁港や漁業施設・設備等を活用し、東日本大震災以前に増して魅力のある漁業へと育成するため、操業にかかるコスト低減や、つくり育てる漁業として稚魚・稚貝の中間育成放流事業などを推進し、漁獲量や漁業経営の安定化を図ります。さらに、水産資源を活用した特産品の開発や食を楽しむ施設など、産学官の連携を図りながら、漁業においても6次産業化による経営の多角化をめざします。

一方で、東日本大震災後に県を挙げて取り組んできた農水産物への不安払拭に引き続き取り組み、町外での消費拡大を図るとともに、家庭や学校、事業者と連携した地産地消にも取り組み、経営を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
農業産出額 水揚げ金額（相馬双葉漁業協同組合 新地地区）	平成30年：13.5億円→令和7年：15億円以上 令和元年：0円→令和7年：4億円以上

■主な事業

- ◇実り豊かな産地整備事業
- ◇水田利活用自給力向上推進事業
- ◇新地の恵み安全対策事業
- ◇PR支援事業（観光協会に復興支援員配置し風評被害払拭PR実施）
- ◇ふくしまプライド販売力強化支援事業
- ◇基幹水利施設ストックマネジメント事業
- ◇農地中間管理機構事業
- ◇農業振興地域整備計画の総合見直し
- ◇多面的機能支払交付金事業
- ◇農作物等鳥獣被害対策事業
- ◇土地改良施設維持管理適正化事業
- ◇農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ◇農水産物給食推進事業
- ◇地産地消の取り組み支援事業
- ◇ふるさと産業まつり事業
- ◇漁船省エネ対策支援事業
- ◇アワビ貝中間育成放流事業

※6次産業化：農業者（1次産業）が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取り組み。

基本目標2 新しい人の流れをつくる

数値目標：6年間で20代後半から40代前半の転出入超過数96人を確保

●基本的方向

- 町営住宅や空き家・空き地の情報提供、宅地化など住まいについて様々な支援を行い、若者世代を中心とした町内への新たな移住・定住を促進します。
- 本町の多様な資源を活用した交流人口の拡大を図るとともに、関係人口の創出等に向けて、関係自治体、企業、大学などとの連携や広域連携・姉妹都市との連携を図ります。

●具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

2-1 移住・定住の促進

① 住まいの供給

宅地の分譲、空き家・空き地の活用等の住宅政策や農地転用の円滑化を進めることを目的とした用途地域の変更の検討など、民間事業者の活力を活用しながら町内への移住・定住の促進に努めます。さらに田舎暮らしのよさや教育環境など、新地ならではの暮らしの魅力を積極的に情報発信します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
新規住宅建設戸数	累積 144 戸（令和2年～令和7年）
空き家・空き地バンクの登録件数	累積 36 件（令和2年～令和7年）

■主な事業

- ◇空き家調査/空き家活用支援策の検討（空き家バンクの充実）
- ◇移住・定住事業
- ◇宅地分譲地販売事業
- ◇地域住宅交付金事業
- ◇用途地域見直しの検討

② 若者世代への支援

定住促進住宅の入居条件緩和を図るとともに、空き室状況を速やかに提供することで切れ目なく入居されるよう努めます。特に若者世代に対しては、移住に際する補助金についても移住・定住促進策として継続・推進していきます。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
若者定住促進住宅空き家戸数	令和元年：9戸→令和7年：0戸
住宅取得支援事業	累積30件（令和2年～令和7年）

■主な事業

- ◇定住促進助成金の支給事業
- ◇住宅取得支援事業
- ◇若者定住促進住宅事業

2-2 交流人口・関係人口の確保

① 観光を通じた交流人口の確保

本町の豊かな自然、そして東日本大震災後に整備されたキャンプ場やパンプトラックなどのアウトドア施設やフットサル場などの運動施設など、多様な資源を町内外に向けて発信し交流人口の拡大を図ります。さらに、充実した観光ガイドブックの作成や町外イベントでのPR等に努めます。

また、浜通り地域、さらには東北地方沿岸部での連携を図るなど、国や県、関係市町村との連携により広域観光の相乗効果を高め、魅力を発信します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
鹿狼山観光客数	令和元年：53,200人→令和7年：60,000人
釣師浜海水浴場入込客数	令和元年：4,743人→令和7年：10,000人
遊海しんち来場者数	令和元年：40,000人→令和7年：50,000人
新地町海釣り公園利用者数	令和元年：12,843人→令和7年：15,000人

■主な事業

- ◇遊海しんち開催事業
- ◇観光協会補助事業
- ◇ふるさと産業まつり事業
- ◇海水浴場開設事業
- ◇釣師防災緑地公園などによるイベント
- ◇みちのく潮風トレイル事業
- ◇広域観光推進事業
- ◇合宿の里ふくしま事業
- ◇復興支援員（地域おこし協力隊）の活用

② 多様な主体との連携

関係人口の創出等に向けて、大学や企業、関係機関・団体等の協力・連携を充実し、教育・文化・スポーツ・学術等活動支援や、まちづくり・地域振興に際して必要となる調査、研究開発、広報広聴、人材育成などに取り組みます。

また、相馬地方広域市町村圏組合の積極的な活用を図るとともに、関連市町村や県、姉妹都市などとの連携により交流の推進を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
事業連携した大学・企業数	令和元年：4 団体→令和 7 年：5 団体
ふるさと納税件数	令和元年：31 件→令和 7 年：100 件

■主な事業

- ◇大学・企業等連携促進事業
- ◇伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会による交流の推進
- ◇姉妹友好都市シニアリーダー研修交流事業
- ◇災害協定市町村交流事業
- ◇教育相互交流事業

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標：6年間の出生者数 365 人を確保

●基本的方向

- 出会い・結婚に対する支援を行うとともに、子育てに対する不安や悩みなど多様化する保育ニーズに対応し、母子保健や子育て支援を充実し、安心して子育てができる環境を整備します。
- 食育や運動など、楽しみながら健康づくりを行うとともに、ICT教育などの学習環境の充実や家庭学習の支援により、子どもの心身の健全な発達を支えます。

●具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

3-1 結婚・出産・子育ての支援

① 出会い・結婚に対する支援

未婚者同士が知り合うためのきっかけづくりのため、民間事業者等と連携した出会いと交流の場となるイベントの開催に取り組みます。さらに結婚に踏み切れない若者の後押しとなるよう、新婚生活を支援する取り組みを引き続き進めていきます。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
婚姻件数	累積 180 件（令和 2 年～令和 7 年）

■主な事業

- ◇若者の出会いと交流の場づくりイベント
- ◇結婚新生活支援事業

② 子育て支援の充実

未就学児を対象とした保育サービスの充実とともに、放課後児童クラブでは留守家庭の小中学生全学年を対象を拡充し、保護者の子育てを支援します。さらに、子育てに不安や負担を感じる保護者を増やさないよう、保護者が気軽に集まり、親子の交流や親同士の情報交換ができる場を引き続き提供するため、児童館及び図書館の充実を図ります。

子育てに伴う経済的負担を減らすため、今後も引き続き、保育料の軽減に努めるとともに、児童手当の支給、出生祝い金や18歳までの子ども医療費の助成などの継続に努めます。その他、あらゆる世帯が子どもを産み、育てることに負担を感じることをないよう、子育ての経済的補助について検討します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
保育所待機者数	令和元年： 1人→令和7年： 0人
児童館利用者数 （放課後児童クラブ除く）	令和元年：8,947人→令和7年：10,000人
図書館利用者数	令和元年：24,644人→令和7年：28,000人

■主な事業

- ◇保育所運営事業
- ◇放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ◇児童館事業
- ◇幼稚園支援事業
- ◇出生祝い金交付事業
- ◇同時入所第2子以降保育料無料化事業
- ◇保育料軽減助成金事業
- ◇副食費無償化事業
- ◇児童手当
- ◇子ども医療費給付事業
- ◇学校米飯給食助成（無償化）事業
- ◇要保護及び準要保護児童生徒就学援助
- ◇ひとり親家庭医療費扶助事業
- ◇相談事業
- ◇図書館事業

③ 母と子の健康づくりの推進

妊婦健診、乳幼児健康診査、健康相談など妊娠・出産、乳幼児期に至るまでの一貫した保健サービスとして子育て世代包括支援センター（保健センター内）を中心に、切れ目のない支援を行います。また乳児への全戸訪問・指導等で、母と子の健康づくりと育児に関する不安の解消を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
3ヶ月児健診受診率	令和元年： 98.2%→令和7年：100.0%
10ヶ月児健診受診率	令和元年： 98.3%→令和7年：100.0%
1歳児健診受診率	令和元年： 98.4%→令和7年：100.0%
1歳6ヶ月児健診受診率	令和元年：100.0%→令和7年：100.0%
3歳児健診受診率	令和元年：100.0%→令和7年：100.0%
訪問指導件数（妊産婦、乳幼児）	令和元年： 102件→令和7年：118件

■主な事業

- ◇乳幼児健診・発達支援事業
- ◇妊婦健康診査・産後ケア事業
- ◇健康相談・訪問指導

3-2 子どもの教育の充実

① 学校・地域における学習環境の充実

学校教育においては第一に基礎学力を高め、生きる力を育てていきます。児童生徒一人一人の習熟度に応じた支援を行い、家庭における教育力を高めるとともに、学外での学習支援を図ることで基礎学力の底上げを図ります。

また、本町における教育の特徴ともなっているICT教育をさらに充実させるためICT支援員や学習支援員の配置など、学習環境のより一層の充実に努めます。また、環境教育や防災にかかる教育など、多様な学びを提供していきます。さらに、特別の支援が必要な児童生徒等に対する教育の充実を図るため、地域の人材を活用して学習支援員を配置します。

現在の小中学校の維持を基本とし、学校・家庭・地域との連携強化を図り、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育てる活動を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から進んで取り組んでいたと思う児童・生徒の割合	令和元年： → 令和7年：
	小学生 80.8% 90.0%
	中学生 80.1% 90.0%

■主な事業

- ◇基礎学力向上推進事業
- ◇ICT教育の充実
- ◇外国人招致事業
- ◇教育奨学資金貸付事業及び返還助成事業
- ◇小中学校環境エネルギー教育事業
- ◇家庭教育学級の推進
- ◇学習支援員・介助員配置事業
- ◇開かれた学校づくりの推進（学校評議員や地域人材の支援・活用）

② 心身の健康増進と心の教育の推進

学校や家庭、地域の連携により、地場産品の活用も図りながら、健康ならびに食文化の両面において食の大切さを認識するための食育を推進するとともに、地域でのスポーツや交流を通じた心身の健康を増進する教育活動を推進していきます。

また、不登校・いじめについては、各校における取り組みに加えて、不登校や教室にいられない児童生徒の居場所づくりを行うスペシャルサポートルーム（SSR）を県と連携して開設し、不登校の児童生徒の学習機会の確保と将来の社会的自立をめざします。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
朝食を欠食する子どもの割合	令和元年： → 令和7年：
	幼児 6.6% 0%
	児童 7.3% 0%
自分にはよいところがあると思う子どもの割合	令和元年： → 令和7年：
	小学生 86.3% 90.0%
	中学生 66.3% 80.0%

■主な事業

- ◇「早寝・早起き・朝ご飯」＋「あいさつ」運動
- ◇スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業
- ◇新地町つながる食育推進事業
- ◇児童・生徒の学校間交流事業
- ◇スペシャルサポートルーム（SSR）設置事業

基本目標4 魅力と活気あるまちづくり

数値目標：新地町を暮らしやすいと思う住民の割合を65%まで増加

●基本的方向

- 憩いの場として公園・緑地を充実させるとともに、住民や関係団体などとの協働の取り組みを推進し、また新たな情報通信技術等のテクノロジーを積極的に取り入れることにより、暮らしの質を高めます。
- 誰もが不安なく暮らせるよう、保健・医療の充実や防災・防犯の強化、交通体系の充実に取り組むことにより、安心・安全なまちづくりを進めます。

●具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

4-1 魅力ある地域づくり

① 公園・緑地のにぎわいづくり

山地・里山の育成・保全を図るとともに、そのための森林環境学習を学校ならびに生涯学習のなかで取り組んでいきます。また、住民の憩いの場として、また観光資源として、キャンプや農林業体験の場として山地・里山の活用についても検討し、その魅力を発信していきます。

同時に、子どもたちの身近な遊び場、親同士や高齢者の交流の場として、身近な公園・緑地の充実と適切な管理運営を図ります。また、沿岸部の防災緑地公園やパンプトラック等についても交流や憩い、軽運動の場としての活用を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
緑地利用者数	令和元年：10,022人→令和7年：100,000人
新地町総合公園利用者数	令和元年：18,746人→令和7年：24,000人

■主な事業

- ◇鹿狼山やすらぎの森等維持管理事業
- ◇森林環境交付金事業
- ◇ふくしま森林再生事業
- ◇町造林補助金交付事業
- ◇森林病虫害駆除事業
- ◇海岸公園緑地の維持管理
- ◇相馬地域開発記念緑地維持管理
- ◇総合公園施設の維持管理

② 協働の体制づくり

東日本大震災以降に活性化してきた町民からなる団体による自主的な活動、さらにはボランティアやNPO法人等の地域づくり活動を支援するため、活動にかかる助成や活動場所の提供などを行います。また、地域おこし協力隊や復興支援員等による地域おこし活動を支援し、コミュニティの再構築・充実を図っていきます。

若者世代の参画機会としては、青少年の健全育成と非行防止対策のため地域や各関係機関で構成された「青少年健全育成町民会議」の各種事業（少年の主張大会、各行政区・地区・各学校の活動支援）を実施します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
地域づくり活動団体数	令和元年：14 団体→令和 7 年：15 団体

■主な事業

- ◇まちづくり懇談会等による公聴事業
- ◇青少年健全育成町民会議の推進
- ◇協働のまちづくり推進事業
- ◇男女共同参画プラン推進事業

③ 情報通信技術等の利活用

町が整備した情報通信基盤を積極的に活用して情報発信を行うとともに、マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供等、行政運営及び行政サービスの質的向上を進めるとともに町民の生活や企業の利便性、快適性の向上を図ります。

また、インターネット上での犯罪や消費者問題が懸念されることから、情報化社会において生きていくために必要な情報モラルを高めるため、学校を中心に情報モラル教育を実施していますが、さらに広く情報モラルの啓発を行います。

情報伝達環境の整備に伴い、町ホームページの内容の充実や更新頻度を高めるなど、積極的な行政情報の発信の充実に努めます。

特に、近年のスマートフォンやタブレット端末の普及を踏まえ、町の情報を効率的にワンストップで収集できるモバイルアプリケーション（※）の活用を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
町ホームページ閲覧者数	令和元年：56,077人→令和7年：60,000人
マイナンバーカード保有者数	令和元年：794人→令和7年：6,000人
※モバイルアプリケーションのユーザー数	令和元年：未着手→令和7年：2,000人

■主な事業

- ◇地域情報通信基盤整備推進事業
- ◇住民基本台帳ネットワークシステム共同利用事業
- ◇住民情報システム（ADWORLD）機器更新事業
- ◇テレワーク等環境整備事業
- ◇戸籍附票ネットワークシステム共同利用事業
- ◇戸籍総合システム機器更新事業
- ◇マイナンバーカード交付事業
- ◇情報モラル教育（ノーマディア・アウトメディアへの取り組みを含む）
- ◇町ホームページの運営事業
- ◇モバイルアプリ導入事業

※モバイルアプリケーション：スマートフォン、タブレットコンピューター、その他携帯端末で動作するように設計・製作されたアプリケーションソフトウェア（コンピュータプログラムのひとつ）

4-2 安全・安心なまちづくり

① 保健・医療環境の充実

各種がん検診の受診率や精検受診率の向上、感染症予防や歯科保健の充実に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導事業等により生活習慣の改善と疾病の早期発見・早期治療を推進します。さらに、町民の健康に関するデータを健康づくり・疾病予防に活かし、重症化予防対策を推進します。

公立相馬総合病院等が地域医療の中核機関として質の高いサービスが提供できるよう、引き続き施設や最先端機器の整備、人材の確保などに努めます。それとともに、内科や小児科などの、受診する機会が多いと考えられる町内の医療機関については、身近に受診できる環境づくりを進めるとともに、常用薬は身近に受け取ることのできるよう薬局の配置に取り組みます。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
町内医療機関数	令和元年：4施設→令和7年：4施設
町内調剤薬局数	令和元年：1施設→令和7年：1施設

■主な事業

- ◇成人検診事業
- ◇特定健診・保健指導事業
- ◇予防接種事業
- ◇新型コロナウイルス感染症対策事業
- ◇公立相馬総合病院運営事業
- ◇発熱外来開設事業
- ◇救急医療の充実
- ◇（かかりつけ医）普及啓発活動
- ◇医療機関との連携強化

② 防災体制の充実

東日本大震災を教訓として、台風や大雨、地震など大規模な自然災害や事故、新たな感染症などに対応するソフト及びハードの対策を組み合わせた防災・減災対策を行うとともに、町民自身による自助及び地域などにおける共助により、命と暮らし最優先のまちづくり・人づくりを推進します。

また、緊急時における人命の確保に向けて、消防や救急の体制充実及び連携を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
消防団員数	令和元年：301人→令和7年：305人

■主な事業

- ◇個人住宅耐震診断補助事業
- ◇ブロック塀等撤去補助事業
- ◇下水道施設耐水化事業
- ◇個人木造住宅耐震改修補助
- ◇新地町屋根耐風診断事業
- ◇新地町屋根耐風改修事業
- ◇内水氾濫対策事業
- ◇河川・橋梁維持事業
- ◇自主防災組織育成支援補助事業
- ◇災害に強い情報連携システム
- ◇小中学校・防災センターにおける防災教育の充実
- ◇全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用
- ◇業務継続計画・国土強靱化地域計画
- ◇被災者などへの支援

③ 犯罪や事故のないまちづくり

町民の自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、安全で住みよい生活環境の整備を行い、犯罪、事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。警察や各行政区・地区等関係機関と連携して啓発活動を推進することにより、防犯意識の向上に努めます。

交通安全については、交通対策協議会や交通指導員会など交通関係団体と協力し、子どもや高齢者を対象とした交通安全運動を推進するなど、交通安全に関する普及啓発を推進します。また、歩行者や交通弱者を交通事故から守るため交通安全施設の整備を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
交通事故発生件数	令和元年：8件→令和7年：0件
交通事故による死傷者数	令和元年：9人→令和7年：0人
防犯灯設置件数	累積100灯（令和2年～令和7年）

■主な事業

- ◇新地町生活安全推進協議会
- ◇相馬警察署や各行政区・地区等との連携事業
- ◇新地町防犯協会補助事業
- ◇防犯灯整備事業
- ◇交通安全施設整備事業
- ◇交通対策協議会補助事業
- ◇高齢者等運転免許証自主返納支援事業
- ◇道路改良事業
- ◇歩道等整備事業
- ◇新地町通学路安全推進会議・通学路交通安全プログラム

④ 交通体系の充実

町道の改良、通学路の整備などに取り組むとともに、常磐自動車道の4車線化や国道道改良を要望し、移動の円滑化などを推進します。

また、新地インターチェンジバスストップの高速バス利用促進やのりあいタクシー“しんちゃんGO”の見直しなど、町民のニーズに応じた利用しやすい公共交通の充実を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標	目標
新地駅1日平均乗車人数	令和元年： 279人→令和7年： 300人
町補助による交通利用者数	令和元年：19,540人→令和7年：20,000人
高速バス乗車人数	令和元年： 0人→令和7年： 2,000人

■主な事業

- ◇道路改良事業
- ◇常磐自動車道及び国道及び主要地方道及び一般県道の整備促進要望活動
- ◇歩道等整備事業
- ◇多目的交通事業補助金（しんちゃんGO）
- ◇JR常磐線要望活動
- ◇高速バス路線運行要望活動

